

**特定調達契約に係る
入札参加資格審査申請について
(令和7・8年度 WTO 申請ガイド)**

横浜市財政局契約部契約第一課・契約第二課

1 特定調達契約とは	P 3
2 特定調達契約に係る入札参加資格審査申請について	P 3
3 入札参加資格について	
3－1 申請できる資格区分について	P 4
3－2 申請の対象となる方について	P 4
3－3 入札参加資格の有効期間について	P 4
3－4 特定調達契約における入札参加資格の取扱いについて	P 4
3－5 資格要件について	P 5
3－6 「工事」の施工実績について	P 7
3－7 「物品・委託等」及び「設計・測量等」の履行実績について	P 8
3－8 「物品・委託等」及び「設計・測量等」の営業に係る許可・認可証について	P 9
3－9 「印刷」の種目における機材の保有の確認について	P 9
3－10 役員名簿の提出について	P 10
4 入札参加資格審査申請について	
4－1 申請手順概要	P 11
4－2 申請手順詳細	
1 申請に使うパソコンの確認等	P 12
2 提出書類の確認	P 12
3 下書きシートの記入・確認	P 12
4 申請内容の入力・送信<新規申請の場合>	P 13
申請内容の入力・送信<工種、種目追加>	P 16
5 提出書類のアップロード	P 19
6 入札参加資格審査（横浜市）	P 22
7 審査結果通知の受領	P 22
5 問い合わせ先	P 23
6 提出書類一覧	
6－1 令和7・8年度の入札参加資格を有していない方	P 24
6－2 工種、種目の追加申請を行う方	P 27
6－3 協同組合の提出書類	P 28
7 工種・細目一覧（「工事」 発注工事分類表）	P 29
8 種目・細目一覧表等（「物品・委託等」及び「設計・測量等」）	
物品・委託等 種目細目一覧表	P 31
物品・委託等 営業に係る許認可等一覧	P 36
設計・測量等 種目細目一覧表	P 41
設計・測量等 営業に係る許認可等一覧	P 42

1 特定調達契約とは

政府調達の分野における貿易の拡大を通じて世界経済を発展させることを目的として、WTO（世界貿易機関）の政府調達に関する協定（以下「WTO協定」といいます。）が発効しました。

本市においても横浜市契約規則の特例として「横浜市物品等又は特定役務に関する契約の特例を定める規則」（以下「特定調達契約」といいます。）を制定しています。

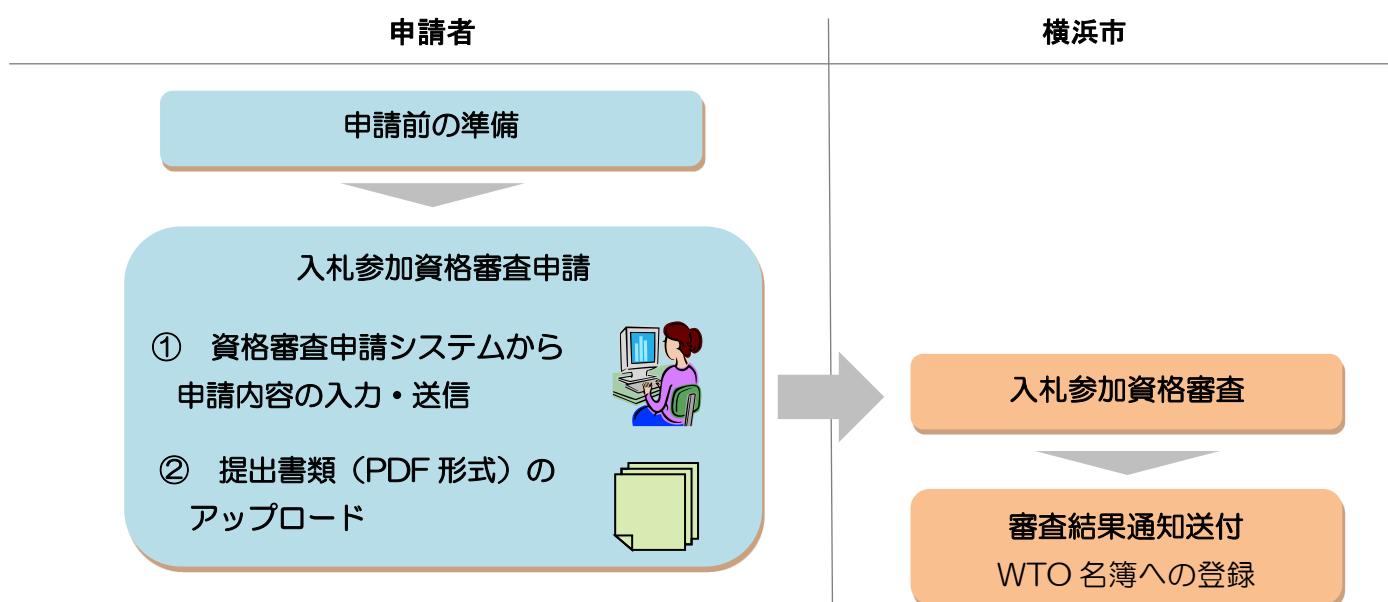
特定調達契約とは、WTO協定に基づき、国、都道府県、政令指定都市及び一定の政府関係機関が調達する物品又はサービス（建設工事を含みます。）のうち一定金額以上の調達について、内国民待遇及び無差別待遇の原則に従うことを求めた、国際的な調達ルールを適用した契約です。

2 特定調達契約に係る入札参加資格審査申請について

横浜市との契約に係る入札に参加するためには、事前に令和7・8年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（以下「名簿」といいます。）に登録する必要があります。

特定調達契約の適用のある入札に参加する場合で、名簿に登録がない方は入札参加資格申請時に令和7・8年度特定調達契約に係る一般競争入札有資格者名簿（以下「WTO名簿」といいます）に申請し、審査の結果、入札参加資格を有すると認められた方は、WTO名簿に登録され、入札に参加することが可能となります。

令和7・8年度 入札参加資格審査申請(WTO名簿) 概要



上記①及び②両方の手続きが行われている申請について、横浜市で申請内容の確認を行います。

※②の提出書類は、PDFデータのアップロードを完了している必要があります。

※②について、申請内容によっては提出書類が不要な場合があります。

3 入札参加資格について

3-1 申請できる資格区分について

申請できる資格区分は、以下のとおりです。

資格区分	内容
工事	工事及び製造（物品の製造を除く。）
物品・委託等	物品の購入・修繕・製造・借入れ、印刷、委託、電力供給等
設計・測量等	設計、測量、地質調査、不動産鑑定等

3-2 申請の対象となる方について

- (1) 令和7・8年度の入札参加資格を有していない方
- (2) 令和7・8年度の入札参加資格を有している方のうち、入札に参加を希望する案件の工種、種目の登録を有していない方

- ◆ 原則、令和7・8年度 随時申請で名簿のご申請を行ってください。随時申請で特定調達契約の入札参加申請に間に合わない場合は、WTO名簿の申請を行ってください。
- ◆ 入札参加を希望する案件がある方のみ申請を行ってください。参加を希望する案件はないが、事前に登録をする等は認めません。

3-3 入札参加資格の有効期間について

入札参加資格審査結果通知書に定める有効期間の始期から令和9年3月31日（最大2年間）

※審査の結果、入札参加資格が認められた場合の有効期限です。

3-4 特定調達契約における入札参加資格の取扱いについて

今回の申請により入札参加資格を得た方は、当該入札参加資格に係る登録工種について、**特定調達契約に関する入札に限り、当該入札参加資格が有効となります。**

特定調達契約に限らず、横浜市の入札に参加を希望される方は、随時申請を行ってください。

3-5 資格要件について

横浜市の入札参加資格を得るためには、次の各号の要件をすべて満たす必要があります。また、入札参加資格を得た後に、満たせない要件がある場合は、入札参加資格を失います。

(1) 地方自治法施行令第167条の4に該当しないこと

【参考】地方自治法施行令（抜粋）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。
(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項 各号に掲げる者
2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
(1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
(2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
(4) 地方自治法第二百三十四条の二第一項 の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
(6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
(7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できることとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(2) 次の税金について、滞納していないこと又は未申告がないこと（ただし、申告義務がないものを除く）

ア 横浜市税（次の税目が対象）

- ・市民税（特別徴収分、普通徴収分）
- ・法人市民税
- ・固定資産税・都市計画税（土地・家屋）
- ・固定資産税（償却資産）
- ・事業所税

イ 消費税及び地方消費税

(3) 横浜市において24か月以上を期間とする指名停止の措置期間中でないこと

(4) 社会保険等（雇用保険、健康保険、厚生年金保険）に加入していること（ただし、加入義務がない場合を除く。）

(5) 当該申請の内容に虚偽がないこと又は提出書類の記載内容に虚偽がないこと

(6) 中小企業等協同組合法に基づく協同組合の方

ア 「工事」に登録を希望する方

登録を希望する工種について組合の定款に共同受注の定めがあること

イ 「物品・委託等」及び「設計・測量等」に登録を希望する方

競争入札に参加しようとする業種について、組合の定款に共同受注の定めがあること

(7) 「工事」に登録を希望する方は以下を満たすこと

経営事項審査（経審）を受けていること（工種「船舶」を除く。）

登録希望の工種について、建設業法で定める経営事項審査を受け、有効な経営規模等評価結果と総合評定値を通知されていること。ただし、経審は入札参加資格審査の申請日において有効かつ最新のものに限る。また、登録を希望する工種に対応する建設業（発注工事分類表参

照)について、経審の「経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書」の「完成工事高」欄に完成工事高が計上されていること(工種「上水道」を除く。)

※工種「船舶」においては、上記に代わり、次の①及び②の両方を満たしていること

①造船法(昭和25年法律第129号)第2条の許可又は小型船造船業法(昭和41年法律第119号)第4条の登録を受けていること

②総トン数20トン以上の船舶の製造若しくは修繕の実績を有すること

(8) 「物品・委託等」及び「設計・測量等」に登録を希望する方は次のア及びイを満たすこと

ア 登録を希望する種目に係る営業を行うにあたって、法令の規定により官公署等の許可、認可等を必要とする場合においては、当該許可、認可等を受けていること

※詳細はP31(8 種目・細目一覧表等(「物品・委託等」及び「設計・測量等」)を御確認ください。

イ 登録を希望する種目に対応する契約の履行実績があること

※詳細はP8御確認ください。

(9) 「物品・委託等」の中で、「一般印刷」、「フォーム印刷」、「地図作成」、「製本」、「複写」又は「特殊印刷」に登録を希望する方は必要な機材を保有していること

(10) 横浜市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者に該当しないこと。

※確認のため、申請時に役員名簿の御提出が必要となります。

横浜市税について

申請内容の入力・送信後、提出書類の到達・未到達に関わらず、申請者の方の納税状況の調査を行います。**調査の結果、未申告又は滞納となった方は入札参加資格を得ることができません。**

【未申告又は滞納の考え方について】

申請日(申請内容の入力・送信日)の月の2か月前の月の15日又は末日(※)までに申告及び納付(納入)期限を迎えるものについて、申請日の月の15日又は末日(※)までに申告していない又は完納となっていない場合に未申告又は滞納となります。

(※)該当月の15日又は末日が土、日、祝日及び年末年始の場合、その直後の開庁日になります。

例 申請日が令和7年7月4日(金)の場合

申告及び納付(納入)期限

5月15日(木)

申請日

7月4日(金)

調査基準日

7月15日(火)

この日までに

- 申告していない者
- 完納となっていない者は

入札参加資格を得ることができません。

3－6 「工事」の施工実績について

入札参加を希望する工種について申請を行うには、工事の施工実績があり、それを証明する書類の提出が必要です。

提出を求める実績は、以下の2種類となります。((1)、(2)は同一工事でも可)

(1) 工事最高請負実績

- ・申請日を含む月からさかのぼって過去10年以内に完成した（又は完成する）もの（※）

(2) 工種実績

- ・申請日を含む月からさかのぼって過去5年以内に完成した（又は完成する）もの（※）

- ・実績を有していない場合、当該工種への登録は不可

（※）申請日（データ送信日）時点で完成していないものであっても、申請日を含む月に完成予定のものであれば実績として認めます。

なお、実績を証明する書類は、**貴社の取引先に関する情報が含まれますので、本市では御提出後の情報の取扱いには十分留意し、庁外への情報の漏洩等のないようにいたします。**

《注意事項》

◆ **実績を証明する書類として認められるのは、申請者以外の方が作成した書類（契約書、施工証明書、コリンズ等の写し等）です。**

原則として、申請者自身が作成した文書（請書、請求書等の写し等）は実績を証明する書類にあたりません。契約書等がない場合は、相手方から施工証明書を徴し、その写しを提出してください。

実績の工事がコリンズに登録されている場合、コリンズの写しを提出してください。

書類の枚数が多い場合は、入力要件としている「件名、契約の相手方、契約金額、工期」についてはマーカー等で強調表示をお願いいたします。

◆ 実績を証明する書類の契約書・注文書に工事の施工内容が記載されていないものについては、施工内容が分かる工事内訳書等の添付をお願いいたします。

実績を証明する書類の契約工事名や工事内訳書から、登録希望工種の実績であることが分からぬ場合、電話によるお問い合わせや追加資料の提出をお願いすることがあります。

◆ 外国語の契約書は、日本語に要約したもの添付してください。

◆ 「物品・委託等」及び「設計・測量等」の履行実績については「3－7 「物品・委託等」及び「設計・測量等」の履行実績について」を御確認ください。

3-7 「物品・委託等」及び「設計・測量等」の履行実績について

資格区分「物品・委託等」及び「設計・測量等」に申請を行うには、登録希望種目ごとの履行実績の入力及びその履行実績を証明する書類の提出が必要です。過去9年間で履行された同種目の履行実績がない場合は、当該種目の登録はできませんので、御注意ください。

なお、実績を証明する書類は、**貴社の取引先に関する情報が含まれますので、本市では御提出後の情報の取扱いには十分留意し、戸外への情報の漏洩等のないようにいたします。**

◆ 注意事項◆

- ◆ 履行実績として認められる契約は、以下のいずれかに該当する案件です。
 - ・申請日の属する月の前月の末日から過去9年間に履行が完了した契約
 - ・委託、賃貸借、電力、その他の業務、設計・測量等（種目コード301から603及び901から908まで）の種目で、申請日の属する月の前月の末日までの契約期間が6ヶ月以上となる現在履行中の契約
- ◆ 履行実績を証明する書類として、契約書又はテクリスの写し（以下、「契約書等」という。）を提出してください。なお、契約書等がない場合には、【表1】「履行実績を証明する書類一覧」のとおり、書類を提出してください。
- ◆ 履行実績を証明する書類は、件名、契約の相手方、契約金額、登録希望種目の実績であることが分るものを提出してください（契約書の場合、該当ページのみで可）。なお、電話による問い合わせや追加の資料の提出をお願いすることがあります。
- ◆ 登録希望種目ごとに1件の履行実績が必要となります。
一つの契約書等に複数の物品等の記載がある場合は、登録希望種目に該当する物品等が分かるように記載いただぐか、PDF資料のマーカー機能等で示してください。
- ◆ 履行実績を証明する書類において件名が特定できない契約を履行実績として申請する場合は、登録希望種目に該当する主たる物品名又は業務名を件名に入力してください。
- ◆ 「工事」の施工実績については、「3-6 「工事」の施工実績について」を御確認ください。
- ◆ 外国語の契約書は、日本語に要約したもの添付してください。

【表1】履行実績を証明する書類一覧

	1 横浜市との履行実績	2 その他の相手方との履行実績
物品・委託等		<u>契約書</u> (ない場合) 請書・納品書・請求書・領収書等
設計・測量等		<u>契約書またはテクリス</u> (ない場合) 請書・納品書・請求書・領収書等

※上記書類については、電子契約書の提出も認めます。

※履行実績については、「入札参加資格申請に関するQ A【物品・委託等、設計・測量等】」も参照してください。

3－8 「物品・委託等」及び「設計・測量等」の営業に係る許可・認可証について

取得が必須となっている営業に係る許可・認可証について、有効期限の年月日を御入力いただきます。

3－9 「印刷」の種目における機材の保有の確認について

資格区分「物品・委託等」の中の「印刷」の種目（種目コード101から108まで）については、種目の登録にあたり、機材を保有していることが必要となります。機材の保有が確認できない場合は、当該種目の登録はできませんので御注意ください。

なお、「印刷」の種目ごとに必要な機材については、【表2】「「印刷」の種目ごとに必要な機材一覧」を御確認ください。

◆ 機材の保有を証明する書類として、下記の書類を提出してください。

- ① 設備等一覧表（第7号様式）
- ② 償却資産申告書及び種類別明細書、リース契約書の等、機材の保有が確認できる書類

なお、①設備等一覧表には保有している【表2】「「印刷」の種目ごとに必要な機材一覧」の「必要な機材」について記入し、②の書類には①で記載した該当する機材がわかるようにマーカー等で示してください。

【表2】「印刷」の種目ごとに必要な機材一覧

種目	必要な機材
101：一般印刷	オフセット印刷機、デジタル印刷機
104：フォーム印刷	フォーム印刷機
105：地図作成	オフセット印刷機、フォーム印刷機、
108：特殊印刷	その他印刷機（オンデマンド印刷機を除く）
106：製本	綴じ機
107：複写	複写機

※機材の保有等を確認するため、実態調査を実施する場合があります。

3-10 役員名簿の提出について

横浜市では、**横浜市暴力団排除条例等に基づき暴力団排除に取り組んでおります。**その取組のひとつとして、令和7・8年度入札参加資格審査申請をいただいた事業者の皆様につきまして、役員等（個人での申請の場合は事業主）が暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等条例上の排除対象者でないことを神奈川県警察に確認します。そのため役員名簿の提出が必要です。提出いただけない場合、入札参加資格を与えることはできません。

- ◆ 役員名簿の提出は、資格審査申請システムで基本情報や実績等の入力を行う際に画面に従い入力をお願いします。入力を行わないと、次の画面へ進むことができず、資格審査申請システム上での申請手続きが完了できませんので、御了承ください。
- ◆ 所属している役員等（個人事業者の場合は事業主）の氏名、生年月日、住所、性別を入力してください。
- ◆ この役員名簿には「業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む）」を記載してください。
- ◆ 住所について、会社の所在地の入力は認めません。（実際の居住地の住所が会社の住所の場合を除く。）
- ◆ 入力欄に「非公表」「非公開」「お教えできません」などの入力はしないでください。
- ◆ 居住地が国内外に関わらず、住所は番地まで記載をしてください。
- ◆ 今回御入力いただいた役員情報は今後、変更が生じても修正を届け出る必要はありません。
- ◆ 御入力いただいた個人情報につきましては、横浜市個人情報保護条例に基づき適正に管理するとともに、上記の利用目的以外には利用いたしません。

4 入札参加資格審査申請について

4-1 申請手順概要

申請前の準備 (P12)

- 1 申請に使うパソコンの確認等
- 2 提出書類の確認
- 3 下書きシートの記入・確認

申請はインターネットを利用して資格審査申請システムから行います。パソコン環境の確認等、事前準備をお願いいたします。

入札参加資格申請 (P13~)

- 4 申請内容の入力・送信
- 5 提出書類のアップロード
【システム利用可能時間】
午前9時～午後5時まで
(土、日、祝日を除く)

申請は、申請内容の入力・送信後に提出書類をシステム内で PDF 形式でアップロードしていただきます。

「5 提出書類のアップロード」が完了しましたら、必ずP.23「問合せ先」に御連絡ください。

6 入札参加資格審査（横浜市にて申請内容の審査を行います。）(P22)

7 審査結果通知の受領 (P22)

- ◆ 虚偽の申請があった場合は、入札参加資格を欠くことになり、入札参加資格を取り消される場合がありますので御注意ください。
- ◆ 入札参加資格審査申請には、ICカードは必要ありません。
- ◆ 登録内容のうち、有資格者名簿に掲載することが必要な項目（商号又は名称、本社所在地、代表者氏名、電話番号、FAX番号、契約者氏名、登録工種、登録種目等）は、横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」にて公開されます。また、それ以外の項目についても原則として情報公開の対象となります（ただし、横浜市の保有する情報の公開に関する条例で非開示情報となっているものを除きます。）。
- ◆ 行政書士等による代行申請も可能です。申請に係る委任状は不要です。

申請前の準備

1 申請に使うパソコンの確認等

- ◆ 申請に使うパソコン等を「電子入札に必要な機器」（横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」内）で御確認ください。
https://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/denshi/denshi_menu/hituyoukiki.html
- ◆ マイクロソフト社のブラウザである「Microsoft Edge」を御使用ください。
- ◆ 申請される方は、必ず連絡先 E-mail アドレス（携帯電話のアドレスは不可）を御用意ください。

2 提出書類の確認

- ◆ 申請内容により提出書類が異なります。提出書類は、申請内容の入力・送信後に表示される「申請受付内容」で御確認ください。なお、提出書類をあらかじめ確認されたい場合にはP24「提出書類一覧」を御覧ください。
- ◆ 提出書類ごとにPDFで御用意ください。1データ4MBまでで御用意ください。
- ◆ 官公署発行の証明書類（現在事項証明書又は履歴事項証明書、納税証明書等）は、**申請日（申請内容の入力・送信日）から3か月前までに発行されたものが必要です。**

3 下書きシートの記入・確認

- ◆ 申請システムは**一時保存機能がありますが**、1時間でタイムアウトしますので、下書きシートを活用する等して事前に御準備ください。
- ◆ 下書きシートを御記入いただくことにより申請時に入力する内容をあらかじめ把握していくことが可能です。入力を効率的に行うため事前に下書きシートの御確認をお願いします。
- ◆ 下書きシートは「本社基本情報」「工事」「物品・委託等」「設計・測量等」「振込先口座情報」の5種類あります。申請する資格区分に応じて必要なものを御使用ください。
また、申請画面は下書きシートの項目順に遷移します。
https://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/toroku/z_kyoutsu_03.html
※必ず、「令和7・8年度 特定調達契約（WTO）登録申請用」のものを御使用ください

入札参加資格審査申請

4 申請内容の入力・送信 <新規申請の場合>

令和7・8年度の入札参加資格を有していない方は、以下の順で申請画面へ進んでください。

(1) 資格審査申請システムへのアクセス

横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」から「入札参加資格審査申請について」(https://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/toroku/z_index.html)へ進み資格審査申請システム入り口へお進みください。



(2) 申請画面へアクセス

特定調達契約(WTO)の登録はこちら

■ 令和8年度分の特定調達契約(WTO)についての入札参加資格申請を行うことができます。
※こちらの申請による入札参加資格では、特定調達契約以外の入札には参加できませんのでご注意ください。

[特定調達契約\(WTO\) 新規申請\(令和7・8年度\)](#)

[特定調達契約\(WTO\) 新規申請再開・修正\(令和7・8年度\)](#)

[特定調達契約\(WTO\) 新規申請提出書類アップロード\(令和7・8年度\)](#)

【新規申請再開・修正】

一時保存後に入力作業を再開する場合は、こちらからログインします。

【新規申請提出書類アップロード】

申請内容の入力・送信後の提出書類アップロードはこちらから行います。

(3) 申請内容の入力

① 宣誓事項等について

申請の前に横浜市税の納税状況に同意いただきます。同意されない場合は申請できません。

PSV2N0010

宣誓事項等の確認について

入札参加資格審査の申請をいたぐには、下記の有効期間において、横浜市税のうち、次の税目の課税状況・納税状況等につき、関係帳簿等を調査すること及び下記宣誓事項等に同意していただく必要があります。同意する方は、[同意する]ボタンをクリックして、次の画面に進んでください。

< 調査に同意する税目 >

1. 市民税・県民税(特別徴収分)
2. 市民税・県民税(普通徴収分)
3. 法人市民税
4. 固定資産税・都市計画税(土地・家屋)
5. 固定資産税(償却資産)
6. 事業所税

< 宣誓事項等 >

令和7・8年度一般競争入札参加資格の審査を申請します。

1. 申請内容について事実と相違ないことを宣言します。

2. 横浜市暴力団排除条例(平成23年横浜市条例第51号。以下「条例」)の趣旨を理解し次の事項について誓約します。

(1) 条例に定める暴力団員等、暴力団経営支配法人等、暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者(いすれにも該当しません)。

(2) (1)に反し(い)ことを確認するため、横浜市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。また横浜市が本宣誓内容及び当該役員名簿等を神奈川県警に提供することに同意します。

(3) (1) (2)の宣誓事項と相違する事実が判明した場合、または当該宣誓事項に反した場合に、契約の相手方としないこと、契約解除や指名停止を行うこと等、横浜市が行う契約に係る一切の措置について、異議申立てを行いません。

3. 令和7・8年度定期申請用 申請ガイド「横浜市との取引における注意事項等について」の内容について了承します。

< 有効期間 >

令和6年9月20日から令和9年3月31日まで

同意して申請する 同意しない

※入力者情報の入力後一時保存が可能です。1時間でタイムアウトしますので、ホームページ「入札のとびら」にある下書きシートを活用する等して事前にご準備ください。

② 資格区分の選択

登録を希望する資格区分を選択し「次へ」をクリックしてください。

資格区分は複数選択することも可能です。

この画面以降は申請内容の入力欄が表示されますので、すべての入力及び送信まで完了させてください。

PSV2N0020

資格区分の選択

令和7・8年度 新規申請

登録を希望する資格区分をチェックし、[次へ]ボタンをクリックしてください。資格区分は複数選択可能です。

工事 : 工事及び製造(物品の製造を除く。)
 物品・委託等 : 物品の購入・修繕・製造・借入れ、印刷、委託、不用品買受、電力供給等
 設計・測量等 : 設計、測量、地質調査、不動産鑑定等

本申請のために提出・ご入力いただいた書類・内容等は、本市における入札参加資格審査及び有資格者名簿登載後の入札・契約・支払等の事務のためだけに使用いたします。
情報の取扱いには十分留意し、序外への情報の漏洩等のないよう心がけます。

(4) 申請内容の確認・申請

すべての入力が完了すると以下の確認画面が表示されます。

PSV2N0170

入力した内容の確認

※前の画面に戻る際は、ブラウザの「戻る」ボタンを使用せずに、入力画面下部の「戻る」ボタンを使用してください。

令和7・8年度 新規申請

資格区分の選択	入力者の 情報の 入力	本社基 本情報の 入力	役員情 報の 入力	役員登 録について	委任情 報の 入力	(工事) 建設業 一許可 情報の 入力	(工事) 希望工 種の 情報の 入力	(工事) 経営情 報の入 力	(物品) 委託等 希望工 種の 情報の 入力	(設計・ 測量等) 希望工 種の 情報の 入力	(物品) 委託等 希望工 種の 情報の 入力	(設計・ 測量等) 希望工 種の 情報の 入力	付帯点 数の 加算 希望 情報の 入力	届込先 登録 →口座 の入力	届込先 登録 →口座 の入力	入力した 内容の確認	申請完了
---------	-------------------	-------------------	-----------------	--------------	-----------------	---------------------------------	--------------------------------	-------------------------	---------------------------------------	--	---------------------------------------	--	------------------------------------	-------------------------	-------------------------	-----------------------	------

入力した内容を確認の上、修正点等がなければ、本画面下部の「申請する」を押してください。

入力内容をよく御確認いただき、「申請する」を押下してください。

すべて正しく入力したことを確認後、[申請]ボタンをクリックし、申請してください。
入力内容を訂正する場合は、[最初の入力画面に戻る]ボタンをクリックし、最初の入力画面に戻り、正しく入力し直してください。

[一時保存] [最初の入力画面に戻る] [前のページに戻る] **[申請する]** [申請をやめる]
[申請]ボタンをクリック後、完了まで数秒かかることがあります。

※申請はこれで完了ではありません。提出書類のアップロードまで行ってください。

《注意事項》

「資格審査申請システム」での申請内容入力時は、次の点に御注意ください。

- ◆ 入力データの一時保存が可能ですが、入力終了時刻（午後5時）になると入力途中のデータは破棄されます。
- ◆ タイムアウトは1時間です。

画面遷移が無い場合、セキュリティの観点から1時間で接続を切らせていただきます。

《入力に関する注意事項》

- ◆ 会社名・個人名等は、現在事項証明書等の記載に関わらず、常用漢字等で申請してください。
俗字等はシステムで対応できる漢字又はひらがなに置き換えさせていただきます。
- ◆ 提出書類から判断できる明白かつ軽微な不備は、横浜市が補正させていただきます。あらかじめ御了承ください。 例) 誤字、脱字、数値の誤り等
- ◆ 横浜市から申請受付通知メールを入力者情報のE-mailアドレスへ自動的に送信します。以後、申請した内容について確認や問合せがある際には、メールに記載された20桁の受付番号と社名等をお知らせください。

続いて、P.19～を御確認ください。

4 申請内容の入力・送信 <工種、種目の追加>

令和7・8年度の入札参加資格を有している方のうち、工種、種目の追加申請を行う方は、以下の順で申請画面へ進んでください。

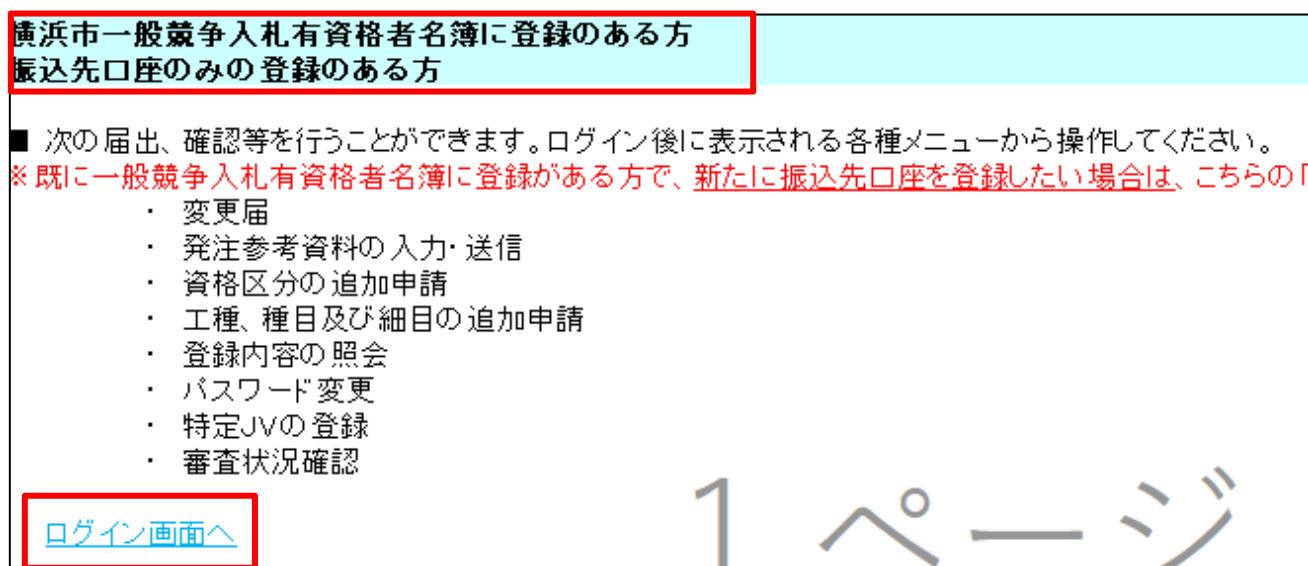
(1) 資格審査申請システムへのアクセス

横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」から「入札参加資格審査申請について」(https://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/toroku/z_index.html)へ進み資格審査申請システム入り口へお進みください。



(2) 申請画面へのアクセス

申請画面へ進むにはID・パスワードが必要です。ID・パスワードが不明な場合は、「[ID・パスワードの再発行について](#)」を御確認ください。



ID・パスワードを入力し、ログインを押下

横浜市

資格審査申請 ログイン画面

> ヨコハマ 入札のとびら > 入札参加資格審査申請について > 資格審査申請システムへ > 資格審査申請 > ログイン画面

ユーザーIDとパスワードを入力し、[ログイン]ボタンをクリックしてください。
ログインする方は申請者(代表者)本人又は申請者から依頼を受けて手続きを行う方に限ります。

ユーザーID	<input type="text"/> [半角]
パスワード	<input type="password"/> [半角] ※英字の大文字と小文字は、区別して入力してください。
<input type="button" value="ログイン"/> <input type="button" value="リセット"/>	

「特定調達契約（WTO）の資格区分の追加申請」または「特定調達契約（WTO）の工種/種目、細目の追加申請」の希望する項目を選択し、申請入力へ進んでください。

資格審査申請 ログインメニュー

業者コード : 9999999
業者名 : 株式会社〇〇

■ [資格区分の追加申請（令和7・8年度）](#)
■ [工種/種目、細目の追加申請（令和7・8年度）](#)

■ [変更届（令和7・8年度）](#)
■ [登録内容照会（令和7・8年度）](#)

※特定調達契約（WTO）の資格区分の追加申請はこちら
※特定調達契約（WTO）の工種/種目、細目申請はこちら

(3) 申請内容の入力・送信

申請内容の入力欄が表示されますので、すべての入力及び送信まで完了させてください。
すべての入力が完了すると以下の確認画面が表示されます。

入力した内容の確認

※前の画面に戻る際は、ブラウザの「戻る」ボタンを使用せずに、入力画面下部の「戻る」ボタンを使用してください。

令和7・8年度 新規申請

資格区分の選択	入力者の情報の入力	本社基本情報の入力	荷員情報の入力	委任登録について	委任情報の入力	(工事)建設業者情報の入力	(工事)運送業者情報の入力	(工事)販売業者情報の入力	(物品・委託等)希望種目情報の入力	(設計・測量等)希望種目情報の入力	(物品・委託等)許認可等情報の入力	(設計・測量等)許認可等情報の入力	格付点数の加算情報の入力	掲込先の登録	掲込先の口座の登録	入力した内容の確認	申請完了
---------	-----------	-----------	---------	----------	---------	---------------	---------------	---------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	--------------	--------	-----------	-----------	------

入力した内容を確認の上、修正点等がなければ、本画面下部の「申請する」を押してください。

入力内容をよく御確認いただき、「申請する」を押下してください。

すべて正しく入力したことを見直し後、[申請]ボタンをクリックし、申請してください。
入力内容を訂正する場合は、[最初の入力画面に戻る]ボタンをクリックし、最初の入力画面に戻り、正しく入力し直してください。

[一時保存] [最初の入力画面に戻る] [前のページに戻る]
[申請]ボタンをクリック後、完了まで数秒かかることがあります。

※申請はこれで完了ではありません。提出書類のアップロードまで行ってください。

《注意事項》

「資格審査申請システム」での申請内容入力時は、次の点に御注意ください。

- ◆ 入力データの一時保存が可能ですが、入力終了時刻（午後5時）になると入力途中のデータは破棄されます。
- ◆ タイムアウトは1時間です。
画面遷移が無い場合、セキュリティの観点から1時間で接続を切らせていただきます。

《入力に関する注意事項》

- ◆ 提出書類から判断できる明白かつ軽微な不備は、横浜市が補正させていただきます。あらかじめ御了承ください。 例) 誤字、脱字、数値の誤り等
- ◆ 横浜市から申請受付通知メールを入力者情報の E-mail アドレスへ自動的に送信します。以後、申請した内容について確認や問合せがある際には、メールに記載された20桁の受付番号と社名等をお知らせください。

5 提出書類のアップロード

(1) 提出書類の準備

申請内容の入力・送信をすると、「申請受付内容」の画面が表示され、入力内容に応じた提出が必要となる書類が示されます。各書類の準備が整いましたら、スキャン等をしていただき、PDFで御用意ください。

◆ 様式類について

提出書類の様式は以下からダウンロードが可能です。

https://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/toroku/z_kyoutsu_03.html

《注意事項等》

- ◆ 申請内容確認のため問い合わせをさせていただく場合がありますので、申請内容送信直後（書類のアップロード前）に画面表示される「申請内容表示」はPDF形式などで保存しておいてください。また提出書類のデータをお手元に保存してください。
- ◆ 原則として、**提出書類の郵送による送付はできません。エラーにより書類のPDF化ができない場合などは財政局契約部まで御相談ください。**事務所にスキャナーがない場合は専門店・コンビニエンスストア等での書類のデータ化ができる場合がありますので、そちらを御活用ください。
- ◆ PDFは**書類の種類ごとに**ファイルを作成してください。データ容量の都合（4MB以上）で1つのPDFでアップロードできない場合は、予備として設けている「その他（予備）」から添付をお願いいたします。
- ◆ 一時保存も可能であるため、入力内容にお間違えの無いよう慎重に入力操作・書類アップロードをお願いいたします。
- ◆ 委任状への押印は、スタンプタイプのものではなく、必ず朱肉を使う印鑑を使用してください。
※必ず、印影の文字が読み取れるか不鮮明ではないか御確認ください。

(2) 申請画面へのアクセス

資格審査申請システムから提出書類（PDF形式）のアップロードを行います。

ア 新規申請の方の申請画面へのアクセス方法

特定調達契約(WTO)の登録はこちら

- 令和・8年度分の特定調達契約(WTO)についての入札参加資格申請を行うことができます。
※こちらの申請による入札参加資格では、特定調達契約以外の入札には参加できませんのでご注意ください。
- [特定調達契約\(WTO\) 新規申請\(令和7・8年度\)](#)
[特定調達契約\(WTO\) 新規申請再開・修正\(令和7・8年度\)](#)
[特定調達契約\(WTO\) 新規申請提出書類アップロード\(令和7・8年度\)](#)

次の画面で以下の3点を入力し申請情報を検索してください。

・受付番号

申請内容の入力完了後、担当者の連絡先メールアドレスにお送りした「申請受付通知書」に記載されています。

・商号又は名称（個人の方は漢字氏名）、入力者 E-mail アドレス

申請内容の入力時に「**入力者情報**」として御入力いただいたものです。

受付番号入力

横浜市 → ヨコハマ 入札のとびら → 入札参加資格審査申請について → 資格審査申請システムへ → 資格審査申請 → 受付番号入力

受付番号入力

商号又は名称（個人の方は漢字氏名）

入力者E-mailアドレス

検索

クリア

イ 資格区分の追加申請、工種/種目、細目追加の申請画面へのアクセス方法

資格審査申請 ログインメニュー

業者コード : 9999999

業者名 : 株式会社〇〇

ログアウト

[資格区分の追加申請（令和7・8年度）](#)

[工種/種目、細目の追加申請（令和7・8年度）](#)

[変更届（令和7・8年度）](#)

[登録内容照会（令和7・8年度）](#)

※特定調達契約（WTO）の資格区分の追加 添付書類アップロード未完了

※特定調達契約（WTO）の工種/種目、細目申請 添付書類アップロード未完了

(3) 提出書類アップロード

アップロードする書類の枠にある「ファイルの選択」を押して、該当のPDFを選択します。

1つのファイルを選択するごとに画面下部の「添付ファイル更新」を押してください。

提出書類アップロード

令和7.8年度 新規申請

■提出書類

- ・PDF形式でアップロードしてください。
- ・実績登録する書類や振込先口座の分かれる書類など1項目に複数提出する書類がある場合、一つのPDFにまとめてアップロードしてください。一つにまとめられない場合には、「その他」からアップロードしてください。
- ・「その他」からアップロードする場合、ファイル名を「実績登録する書類その●」のように内容がわかるものにしてください。
- ・ファイル容量の上限は1項目あたり4MBです。

1つのファイルを選択するごとに画面下部の「添付ファイル更新」を押してください。
すべての書類の「添付ファイル更新」後、下部にある「確定・提出」を押してください。

No	書類名	ファイル	ファイル	削除	差戻し
1	現在事項証明書又は履歴事項証明書	<input type="button" value="ファイルの選択"/>	ファイルが選択されていません	<input type="checkbox"/>	
2	経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書(いわゆる経審)	<input type="button" value="ファイルの選択"/>	ファイルが選択されていません	<input type="checkbox"/>	
3	営業所の許可を確認できる書類	<input type="button" value="ファイルの選択"/>	ファイルが選択されていません	<input type="checkbox"/>	

24 その他(予備)

【重要】
すべての書類の「添付ファイル更新」が完了したら、最後に「確定・提出」をクリックください。
なお、「確定・提出」クリック後は、ファイルの修正・追加ができなくなりますので注意ください。

[メニューに戻る](#)

全ての書類の添付が終了したら、最後に「確定・提出」を押してください。
「確定・提出ボタン」を押さないと『申請済』みとみなされません。

また、「確定・提出」後、必ずP23「問合せ先」に申請を行った旨、御連絡ください。

《注意事項等》

- ◆ 書類の提出後、提出が完了した旨のメールは送付されません。
- ◆ すべての書類の添付完了前に「確定・提出ボタン」を押すと、それ以降の書類添付ができないので操作の際は御注意ください。
- ◆ アップロード完了後に、提出書類の不備に気付いた場合など、事前の御連絡なく、FAX・メール・郵送で追加送付しないでください。
- ◆ 申請日（データ送信日）から2か月経過しても書類のアップロードがなかった場合、申請取下げとみなしデータを削除させていただきますので御了承ください。

6 入札参加資格審査（横浜市）

入力していただいた申請内容とアップロードしていただいた書類を横浜市が審査します。

- ◆ 審査過程で確認事項等がある場合には、本市から入力者に連絡させていただきます。
- ◆ 審査のため、追加で書類提出を求める場合があります。その場合は職員からアップロードいただいた書類の差戻しをしますので、職員の指示に従ってください。

審査結果通知の受領等

7 審査結果通知の受領

横浜市による審査後、審査結果通知をお送りします。

入札参加資格が認められた方には、審査結果の通知とともに、「業者コード」「ユーザＩＤ」「パスワード」をお知らせします。

お知らせしたユーザＩＤ・パスワードを使って資格審査申請システムにログインし、登録内容を確認してください。

5 問い合わせ先

申請に関するお問い合わせ先は次のとおりです。

項目	問い合わせ先
申請入力・アップロード等のシステム操作について	<p>【電子入札ヘルプデスク】 電話：045-662-7992 受付時間：午前9時～午後5時（土・日・祝日除く。）</p>
【工事】に関する入札参加資格、登録工種、実績について	<p>【財政局契約第一課】 電話：045-671-2228、2244 受付時間：午前9時～午後5時 (正午～午後1時、土・日・祝日除く。)</p>
【物品、賃貸借、印刷】に関する入札参加資格、登録種目、実績について	<p>【財政局契約第二課】 電話：045-671-2248 受付時間：午前9時～午後5時 (正午～午後1時、土・日・祝日除く。)</p>
【委託、設計・測量等】に関する入札参加資格、登録種目、実績について	<p>【財政局契約第二課】 電話：045-671-2186 受付時間：午前9時～午後5時 (正午～午後1時、土・日・祝日除く。)</p>

6 提出書類一覧

全ての提出書類を一覧にしています。申請内容によって提出する書類が異なります。
実際の提出書類は「申請受付内容」の書類をご提出(アップロード)ください。

- ◆ 審査のため、追加で書類提出を求める場合や差し戻しをする場合があります。
- ◆ 日本語以外で記載された書類については、日本語の訳文を付記又は添付してください。
- ◆ 様式があるものは「◆」マークで示しています。様式は以下のリンクからご準備ください。

https://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/toroku/z_kyoutsu_03.html

6-1 令和7・8年度の入札参加資格を有していない方

資格区分		提出書類	摘要
工事	物品・委託等	法人 現在事項証明書又は履歴事項証明書	法務局で発行 「全部事項証明書」を提出(申請日(申請内容の入力・送信日)から3か月前までに発行されたもの) ※登記情報提供サービス(PDF形式)で出力した登記情報は認められません。
		設計・測量等 個人 代表者の身分証明書	本籍地の市区町村で発行 後見登記されていないこと、破産の通知がないことを証明する書類 (申請日(申請内容の入力・送信日)から3か月前までに発行されたもの)
		個人 登記されていないことの証明書又は登記事項証明書	法務局で発行 成年被後見人、被保佐人、被補助人及び任意後見契約の本人とする記録がないこと。 (申請日(申請内容の入力・送信日)から3か月以内発行のもの) ※証明事項が上記と一致していないものは認められません。 ※任意後見契約をしている場合、裁判所で任意後見監督人が選任され、任意後見契約の効力が生じている場合は名簿登録ができません。任意後見契約中で裁判所での選任に至っていない場合は、以下2つを御提出ください。 ・ 成年被後見人、被保佐人、被補助人について登記されていないことの証明書 ・ 任意後見契約に関する登記事項証明書
工事	物品・委託等	設計・測量等 納税証明書('消費税及び地方消費税'について未納税額のない証明)	納税地を所管する税務署で発行 「消費税及び地方消費税について未納の額のないこと」を証明するもの (申請日(申請内容の入力・送信日)から3か月前までに発行されたもの) 納税証明書は、次のいずれかを提出 ①「その3の2」「申告所得税」及び「消費税及地方消費税」に未納の税額がないことの証明 ②「その3の3」「法人税」及び「消費税及地方消費税」に未納の税額がないことの証明 ※「その3」(未納税額がないことの証明)の提出も可能ですが、その場合には、「消費税及び地方消費税」の税目を選んで発行された納税証明書を提出してください。 他の税目の場合には再提出していただけます。 ※書面における納税証明書を提出してください。(電子納税証明書も可) ※消費税の課税がない方及び決算を迎えていない方も必ず提出してください。
工事	物品・委託等	設計・測量等 雇用保険の加入を確認できる書類	加入義務の有無により提出書類が異なります。 【加入義務がある方】 労働局又は労働保険事務組合発行の労働(雇用)保険料の領収書(申請日から直近の1回分)等 ※加入したばかりで納付実績がない場合は、雇用保険適用事業所設置届(事業主控)の写し(受付印を押されたもの) ※領収書については、社名が確認できる部分も含めてご提出ください。 ※ハガキの場合は両面をご提出ください。 【加入義務がない方】 ◆加入義務のないことの誓約書(第4号様式) 「工事」に登録を希望する方で、経営事項審査結果通知書の雇用保険加入の有無の欄が「有」又は「適用除外」となっている方は、書類の提出は不要です。
工事	物品・委託等	設計・測量等 健康保険の加入を確認できる書類	加入義務の有無により提出書類が異なります。 【加入義務のある方】 年金事務所又は健康保険組合発行の健康保険料の領収書(申請日から直近の1回分)等 ※加入したばかりで納付実績がない場合は、健康保険・厚生年金保険新規適用届(事業主控)の写し(受付印を押されたもの) 【加入義務がない方】 ◆加入義務のないことの誓約書(第4号様式) 「工事」に登録を希望する方で、経営事項審査結果通知書の写しの健康保険加入の有無の欄が「有」又は「適用除外」となっている方は、書類の提出は不要です。また、「無」になっている方で、年金事務所で適用除外の承認を受け、建設国保組合に加入している場合は加入証明書の写(申請内容の入力・送信日)から3か月前までに発行されたものを提出してください。

工事	物品・委託等	設計・測量等	<p>厚生年金保険の加入を確認できる書類</p> <p>加入義務の有無により提出書類が異なります。</p> <p>【加入義務のある方】 年金事務所又は健康保険組合発行の厚生年金保険料の領収書(申請日から直近の1回分) ※加入したばかりで納付実績がない場合は、健康保険・厚生年金保険新規適用届(事業主控)の写し (受付印を押されたもの)</p> <p>【加入義務がない方】 ◆加入義務のないことの誓約書(第4号様式)。</p> <p>「工事」に登録を希望する方で、経営事項審査結果通知書の厚生年金保険加入の有無の欄が「有」又は「適用除外」となっている方は、書類の提出は不要です。</p>
工事			<p>営業所の許可を確認できる書類</p> <p>「建設業の許可申請書」における、次の①又は②のいずれかを提出してください。 ①「別紙二(営業所一覧表)」 ②「変更届出書(第二面)」</p>
工事			<p>経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書(いわゆる経審)</p> <p>申請日時点において有効かつ最新の通知書で総合評定値、完成工事高に売上が記載されているもの ※有効期限は通知書の上部に記載された「審査基準日」から1年7ヶ月後までです。 ※「上水道」の登録には「水道施設工事業」の完成工事高の計上は不要 ※「船舶」の登録を希望する方は(説明1)を参照</p>
工事			<p>工事の施工実績を証明する書類(契約書等)</p> <p>申請入力時に、次の欄に入力した工事の契約書又はコリンズの写し及び施工概要のわかる設計図書等。 (契約書等が無い場合、施工証明書、又はこれに代えて施工したことを証明できるものでも可。 自社で作成した見積書、請求書は不可。) ●「工種最高請負実績(過去10年)」欄の「元請実績、下請実績」 ●「工種最高請負実績(過去10年)」欄の各「工種実績(過去5年)」</p> <p>※施工実績を証明する書類は、件名、契約の相手方、契約金額、工期がわかるものを提出してください。 ※実績の工事がコリンズに登録されている場合、コリンズの写しを提出してください。 ※電子契約書も可とします。</p>
	物品・委託等	設計・測量等	<p>履行実績を証明する書類(契約書等)</p> <p>申請入力時に、次の欄に入力した案件の契約書またはテクリスの写し。 ●「希望種目入力(物品・委託等)」欄の「種目契約実績」 ●「希望種目入力(設計・測量等)」欄の「種目契約実績」</p> <p>※契約書は、件名、契約の相手方、契約金額、登録希望種目の履行済みの実績であることが判断できる項目が記載されたページの写しを提出してください。 ※提出書類については、P.8の「「物品・委託等」及び「設計・測量等」の履行実績について」を御参照ください。 ※電子契約書も可とします。</p>
工事	物品・委託等	設計・測量等	<p>◆委任状(第2号様式) ※こちらの原紙は必ず保管をお願いします。</p> <p>委任期間は令和9年3月31日までとなります。 登録期間を通じて入札・契約の権限を委任する場合の委任状ですので、個々の入札に際して当該委任状を持参したり、別途委任状を御用意していただく必要はありません。</p> <p>【提出対象となる方】 入札・契約等の権限を代表者から代理人に委任する方 ※個人の方は権限を委任することはできません。 ※「工事」に登録を希望される方は、委任先の営業所が登録を希望する工種に対応する建設業許可をもつていることが必要です。</p>
工事	物品・委託等	設計・測量等	<p>法人設立(開設)届出書等(受付印が押されたもの)</p> <p>【提出対象となる方】 次の両方の条件にあてはまる方 ●市内に本社がある又は横浜市外に本社があり市内に事業所がある ●法人設立後、横浜市法人市民税の申告納付期限を一度も迎えていない</p> <p>※提出されない場合、市外企業の取扱いとなることがあります。 ※個人で登録する方は提出不要 ※市内に本社又は事業所を移転した場合は、「法人の事業年度、納税地、その他の変更、異動届出書」を提出してください。 ※電子申告を行った事業者の場合は、受付完了通知及び申告データを印刷したものを提出してください。 ※NPO法人などの非課税団体の場合は法人設立(開設)届出書等をご提出ください。</p>
	物品・委託等	設計・測量等	<p>営業に係る許可・認可証</p> <p>【提出対象となる方】 必須となっている許認可等を入力した方のみ ※P.36~40、P42【営業に係る許認可等一覧】を参照してください。</p>
	物品・委託等		<p>印刷機材の保有に関する書類</p> <p>【提出対象となる方】 「一般印刷」、「フォーム印刷」、「地図作成」、「製本」、「複写」及び「特殊印刷」に登録を希望する事業者</p> <p>【提出書類】 下記の①及び②を提出してください。 ①◆設備等一覧表(第7号様式) ②償却資産申告書及び種類別明細書、リース契約書等、機材の保有が確認できる書類。 ※②については、該当の機材をマーカー等で示してください。 ※詳細は、P.9の「3-9「印刷」の種目における機材の保有の確認について」を御参照ください。</p>

口座の登録をする方	振込先口座の分かる書類	<p>口座情報(金融機関名・支店名・預金種目・口座番号・口座名義カナ)が確認できる書類等を提出してください。</p> <p>①預金通帳がある場合 「表紙」と「表紙裏面(見開きの2ページ)」の写し</p> <p>②預金通帳がない場合(当座預金やWeb口座など) 当座勘定照合表や、上記の口座情報が確認できる画面のコピーなど (自社で作成した請求書やシステム画面は認められません。)</p> <p>※申請画面で入力した全ての情報が確認できるよう、アップロードしてください。 ※請求者と受取人の口座名義が異なる場合は、「受領委任状」を郵送により提出してください。 ※口座を複数登録する場合は「口座枝番」の順番で1つのPDFにまとめてください。</p>
口座の登録をする方 のうち該当者のみ	◆受領委任状 ※入札・契約に関する「委任状(第2号様式)」とは別のものです	<p>【提出対象となる方】 請求者(請求委任をしている場合は受任者)と受取人の口座名義が異なる場合</p> <p>※提出の要否は、『令和7・8年度随時申請ガイド(振込先口座登録申請者用)』中の『資料3 受領委任状の提出について』をご確認ください。 ※受領委任状の提出の要否や記入方法など、ご不明な点があれば下記担当にお問い合わせください。 (記入誤りが多く見受けられるため、予め下記担当に確認の上、ご郵送いただくことをお勧めします。)</p> <p>【提出方法】 こちらの書類のみ原本での確認をさせていただきますので、郵送により下記までご提出をお願いします。</p> <p>【郵送先】 〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 横浜市会計室会計管理課出納係 口座登録担当</p>

(説明1)

「工事」で「船舶」の登録を希望する方は、「経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し」に代えて、①及び②の書類を提出してください。

①造船法に基づく許可書又は小型船造船業法に基づく小型船造船業登録済証

②財務諸表(申請日の属する月の4か月前の末日までに事業年度の末日が到来したもの直前2年間分。個人の場合、年間売上高の分かる確定申告書等)

6-2 工種、種目の追加申請を行う方

資格区分		提出書類	摘要
工事		経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書(いわゆる経審)	申請日時点において有効かつ最新の通知書で総合評定値、完工工事高に売上が記載されているもの ※有効期限は通知書の上部に記載された「審査基準日」から1年7か月後までです。 ※「上水道」の登録には「水道施設工事業」の完工工事高の計上は不要 ※「船舶」の登録を希望する方は(説明1)を参照
工事		営業所の許可を確認できる書類	「建設業の許可申請書」における、次の①又は②のいずれかを提出してください。 ①「別紙二(営業所一覧表)」 ②「変更届出書(第二面)」
工事		工事の施工実績を証明する書類(契約書等)	申請入力時に、次の欄に入力した工事の契約書又はコリンズの写し及び施工概要のわかる設計図書等。 (契約書等が無い場合、施工証明書、又はこれに代えて施工したことを証明できるものでも可。自社で作成した見積書、請求書は不可。) ●「工種最高請負実績(過去10年)」欄の「元請実績、下請実績」 ●「工種最高請負実績(過去10年)」欄の各「細目実績(過去5年)」 ※施工実績を証明する書類は、件名、契約の相手方、契約金額、工期がわかるものを提出してください。 ※実績の工事がコリンズに登録されている場合、コリンズの写しを提出してください。 ※電子契約書も可とします。
物品・委託等	設計・測量等	履行実績を証明する書類(契約書等)	申請入力時に、次の欄に入力した案件の契約書またはテクリスの写し。 ●「希望種目入力(物品・委託等)」欄の「種目契約実績」 ●「希望種目入力(設計・測量等)」欄の「種目契約実績」 ※契約書は、件名、契約の相手方、契約金額、登録希望種目の履行済みの実績であることが判断できる項目が記載されたページの写しを提出してください。 ※提出書類については、P.8の「「物品・委託等」及び「設計・測量等」の履行実績について」を御参照ください。 ※電子契約書も可とします。
物品・委託等	設計・測量等	営業に係る許可・認可証	【提出対象となる方】 必須となっている許認可等を入力した方のみ ※P.36~40、P42【営業に係る許認可等一覧】を参照してください。
物品・委託等	印刷機材の保有に関する書類	【提出対象となる方】 「一般印刷」、「フォーム印刷」、「地図作成」、「製本」、「複写」及び「特殊印刷」に登録を希望する事業者 【提出書類】 下記の①及び②を提出してください。 ①◆設備等一覧表(第7号様式) ②償却資産申告書及び種類別明細書、リース契約書等、機材の保有が確認できる書類。 ※②については、該当の機材をマーカー等で示してください。 ※詳細は、P.9の「3-9「印刷」の種目における機材の保有の確認について」を御参照ください。	

(説明1)

「工事」で「船舶」の登録を希望する方は、「経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し」に代えて、①及び②の書類を提出してください。

①造船法に基づく許可書又は小型船造船業法に基づく小型船造船業登録済証

②財務諸表(申請日の属する月の4か月前の末日までに事業年度の末日が到来したもの直前2年間分。個人の場合、年間売上高の分かる確定申告書等)

6-3 協同組合の提出書類

中小企業等協同組合法に基づく協同組合は、前ページの提出書類に加えて以下の書類を提出してください。

資格区分		提 出 書 類	摘 要
工事	物品 ・ 委託 等	設計 ・ 測量	組合の定款
工事	物品 ・ 委託 等	設計 ・ 測量	組合役員名簿
工事	物品 ・ 委託 等	設計 ・ 測量	組合員名簿
工事	物品 ・ 委託 等	設計 ・ 測量	官公需適格組合証明書 証明を受けている場合のみ提出 ※提出がない場合は、官公需適格組合に該当しない組合とみなします。
工事	物品 ・ 委託 等	設計 ・ 測量	官公需共同受注規約 受注規約がある場合のみ
工事			<ul style="list-style-type: none"> ・経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書(いわゆる経審) ・◆工種別審査対象組合員一覧 <p>・経審は審査対象組合員(当該組合の理事が役員になっている法人(各工種5者以内))のものを提出 ※経審は申請日時点において有効かつ最新のものに限ります。有効期限は通知書の上部に記載された「審査基準日」から1年7か月後までです。 ・工種別審査対象組合員一覧は「提出書類、様式及び下書きシート等」よりダウンロードの上、記入して提出</p>

発注工事分類表

工種コード 及び名称	工種 細目 コード	工種細目の名称	許可を受けるべき建設業の種類	経審を受けるべき建設業の種類	例 示
01 土木	a	一般土木工事	土	土	造成工事、下水(開削)工事、推進工事、シールド工事、橋梁下部工事
	b	軌道工事	土	土	軌道工事
	c	橋梁上部工事	土	土	P C 橋梁上部工事(鋼製橋梁は鋼構造)
	d	水道施設工事	水	水	水道施設築造、補修工事、コンクリート防食工事
02 補装	a	一般舗装工事	舗	舗	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事
	c	滑り止め舗装工事	舗	舗	滑り止め舗装工事、樹脂舗装工事
	d	運動施設工事	土、舗	土、舗	テニスコート、陸上用トラック設置工事
03 とび・土工	a	とび・土工工事	と	と	ブロック工事、土盛工事、掘削工事
	b	法面工事	と	と	法面吹付工事
	c	ひき屋工事	と	と	ひき屋工事
04 港湾	a	しゅんせつ工事	しゅ	しゅ	船使用によるしゅんせつ工事
	b	港湾構造物工事	土	土	作業船使用による港湾構造物工事
05 造園	a	造園工事	園	園	造園工事
	b	植栽工事	園	園	植栽工事
06 石	a	石工事	石	石	石張工事、石材加工工事
07 建築	a	建築工事	建	建	建築工事
	b	鉄骨プレハブ工事	建	建	鉄骨プレハブ工事(倉庫・物置等)
09 内装	a	内装仕上工事	内	内	内装仕上・ふすま工事
	b	たたみ工事	内	内	たたみ工事
10 建具	a	建具工事	具	具	サッシ・シャッター・カーテンウォール取付工事、木製・金属製家具取付工事
11 塗装	a	塗装工事	塗	塗	塗装工事、溶射工事、布張り仕上工事
	b	橋梁塗装工事	塗	塗	橋梁塗装工事
12 区画線・標識	a	区画線設置工事	塗	塗	区画線設置工事
	b	道路標識設置工事	塗、と、 鋼、機	塗、と、 鋼、機	道路標識設置工事
13 防水	a	防水工事	防	防	アスファルト防水工事、モルタル防水工事
14 鋼構造	a	鋼製橋梁工事	鋼	鋼	鋼製橋梁製作・架設工事(歩道橋、橋梁下部工事を含む)
	z	その他の鋼構造物工事	鋼	鋼	閘門・水門の門扉設置工事、鋼製高欄工事、遮音壁製作・設置工事、鋼製落橋防止・変位制限装置設置工事
15 解体	a	解体工事	解	解	工作物の解体工事
16 フェンス	a	フェンス工事	と、土、 建、鋼	と、土、 建、鋼	ネットフェンス工事、防球ネット工事
17 電気	a	電気設備工事	電	電	屋内配線工事、発電設備工事、受変電設備工事
	b	屋外電気設備工事	電	電	管路布設工事、道路照明工事、屋外照明灯設置工事
	c	信号設備工事	電	電	信号設備工事
18 電気通信	a	通信設備工事	通	通	通信機設置工事、通信ケーブル布設工事、情報処理設備工事
	b	電話工事	通	通	電話設備工事
	c	放送設備工事	通	通	構内放送設備工事、I T V 設備工事、電波障害対策工事

工種コード 及び名称	工種 細目 コード	工種細目の名称	許可を受けるべき建設業の種類	経審を受けるべき建設業の種類	例 示
19 管	a	給排水衛生設備工事	管、水	管、水	給排水設備工事、浄化槽工事、厨房工事、水洗便所設備工事、小規模配水管工事
	b	冷暖房設備工事	管	管	空気調和設備工事、冷暖房設備工事
20 管更生	a	配水管更生工事	管及び水	管、水	給水管ライニング工事
	b	下水管漏水防止工事	土、防、と、塗、管	土、防、と、塗、管	下水管ライニング工事
21 機械器具設置	a	クレーン工事	機	機	クレーン製作・設置・整備工事
	b	エレベーター工事	機	機	エレベーター・エスカレーター製作・設置・整備工事
	c	ボイラー工事	機、管	機、管	ボイラー製作・設置・整備工事
	d	ポンプ工事	機、水、管	機、水、管	ポンプ製作・設置・整備工事
	e	水処理設備工事	水	水	水処理設備製作・設置・整備工事
	f	焼却設備工事	清、タ	清、タ	焼却プラント製作・整備工事
	g	プラント配管工事	水、管	水、管	プラント配管工事
	z	その他の機械器具工事	機	機	コンベア、空気圧縮機、その他上記以外の機械器具設置・整備工事
22 消防施設	a	火災報知設備工事	消、電	消、電	火災報知機類取付工事
	b	消火設備工事	消	消	消火設備工事
23 さく井	a	さく井工事	井、管	井、管	さく井・さく孔工事
24 上水道	a	上水道工事	土及び水	水	送配水管布設工事(管径100mm以上)
25 船舶	a	船舶	注3参照		総トン数20トン以上の船舶建造若しくは修繕
26 その他	a	伸縮継手工事	土、と、鋼	土、と、鋼	橋梁伸縮継手工事
	z	上記以外のもの	注4参照		上記以外のもの

(注)

1 表中に示された略号は、次の建設業の種類を表したものです。

土	… 土木工事業	防	… 防水工事業
建	… 建築工事業	内	… 内装仕上工事業
と	… とび・土工工事業	機	… 機械器具設置工事業
石	… 石工事業	通	… 電気通信工事業
電	… 電気工事業	園	… 造園工事業
管	… 管工事業	井	… さく井工事業
タ	… タイル・れんが・ブロック工事業	具	… 建具工事業
鋼	… 鋼構造物工事業	水	… 水道施設工事業
舗	… 舗装工事業	消	… 消防施設工事業
しゅ	… しゅんせつ工事業	清	… 清掃施設工事業
塗	… 塗装工事業	解	… 解体工事業

2 表中の「許可を受けるべき建設業の種類」及び「経審を受けるべき建設業の種類」欄に2つ以上の種類（略号）が示されている場合は、いずれか1種類について建設業の許可及び経審を受けていれば良いものとします。
(注)

ただし、「20管更生のa 配水管更生工事」は、管工事業及び水道施設工事業の許可を、「24上水道工事」は、土木工事業及び水道施設工事業の許可を、ともに受けていなければなりません。

(注) 例えば、「土、舗」や「機、水、管」など「、」で区切られているものは、どれか一つが必要です。

また「管及び水」や「土及び水」など「及び」とあるものは両方必要です。

3 表中の「25船舶」の登録を希望する方は、「経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し」に代えて、①及び②の書類を提出してください。

①造船法に基づく許可書又は小型船造船業法に基づく小型船造船業登録済証

②財務諸表（6月30日までに事業年度の末日が到来したもの直前2年間分。個人の場合、年間売上高の分かる確定申告書等）

4 表中の「26その他」については、それぞれの工事の種類に見合った建設業の許可及び経審を受けている必要があります。

1 物品

種目コード	種目	細目コード	細目名	例
001	文具・事務機械	A	文房具、事務機械	ファイル、筆記用具、ノート、封筒(印刷を含まない既製品)、手帳、複写機、シュレッダー、コピーボード、レジスター、印章製造(回転ゴム印、住所ゴム印、公印等の製造)
		B	図書	一般書籍、古書、地図、専門書、刊行物
		C	用紙類	コピー用紙、和・洋紙、感熱ロール紙
004	教育用品	A	保育用品、保育教材、学校教材	紙芝居、積み木、ブロック、滑り台、ジャングルジム、ベビーベッド、学校教材、美術・陶芸品
		B	楽器	ピアノ、洋楽器、和楽器、楽譜、CD
		C	運動具	ボール、陸上用品、体操用マット、卓球台、トレーニングシャツ、ランニングシューズ、柔道畠、剣道具
011	雑貨	A	雑貨	台所用品、掃除道具、家庭金物、石油ストーブ、ガスストーブ、家庭用ガスコンロ、小型・大型物置、ごみ収納庫、塗料(毒劇物にあたらないもの)、ペンキ、水性塗料、スプレー等、樹脂製品(給食用手袋、手帳カバー、ポリ・ビニール袋)、紙製品、洗剤、食器、配布用ポケットティッシュ、養生シート、テント、布・裁縫用具(手芸用品)、化粧品
		B	塗料(毒劇物にあたるもの)	塗料・接着剤・溶剤等のうち毒劇物にあたるもの
		C	防災・防犯用品	ヘルメット、保安用品、トイレパック、防犯ブザー
013	機械器具・工具類	A	機械器具・工具類	農園芸用機械器具(芝刈り機、チェーンソー)、建設・運搬用機械器具(ブルドーザー、ショベルカー、ミキサー機、フォークリフト)、工作用機械器具(旋盤、木工機械、丸のこ昇降盤)、一般工具(大工具、工具、建築金物)、ポンプ、ワイヤーロープ、業務用生ごみ処理機、どのう、コンテナ、皮手袋、工業用ゴム製品、ミシン、管口カメラ、リヤカー
015	コンピュータ類	A	コンピュータ類	パソコン、プリンター、増設メモリ、ハブ、ルーター、サプライ用品(ストックフォーム、トナーカートリッジ)、パソコンソフト、デジタル教科書、電子書籍
016	電気機械類	A	電気機械類	電話機、ファクシミリ、デジタルカメラ、テレビ、モニター、スピーカー、アンプ、マイク、視聴覚機器、DVD、ビデオ、熱電対、バッテリー(自動車用を除く)、家庭用電気機器(エアコン、家庭用冷蔵庫、電池、家庭用生ごみ処理機、時計)、電球、蛍光灯、安定器
019	医療機械器具	A	医療機器	自動体外式除細動器、心電計、観察用モニター
		B	医療材料・衛生材料	手術用手袋、手術用マスク、ガーゼ、包帯
		C	X線装置・X線材料	X線胸部用間接撮影装置、X線ガウン
		D	介護用品	介護用オムツ、介護用ベッド、階段昇降機、医療用マットレス
		E	動物用医療機器	動物用医療機器
020	理化学機械器具	A	理化学分析機器	pH計、クロマトグラフ、分光光度計
		B	電気・工業計測機器、計量・測量機器	電磁流量計、ガス検知器、ポンプ熱量計、騒音測定器、手秤、風速計、境界金属プレート、境界金属鉛
		C	記録紙	記録紙、チャート紙、計量伝票
021	医薬	A	一般用医薬品・医薬部外品	風邪薬、胃腸薬、消毒薬、救急セット
		B	ワクチン	B型肝炎ワクチン、乾燥BCGワクチン、経口ポリオワクチン
		D	医療用医薬品	抗インフルエンザウィルス薬、肺がん検診用喀痰検査溶液、赤痢菌免疫血清
		E	動物用医薬品	動物用医薬品
		F	医療ガス	酸素ガス
022	工化学薬品	A	工業薬品・試薬(毒劇物にあたらないもの)	次亜塩素酸ソーダ、重金属固定剤、試薬(毒劇物にあたらないもの)
		B	工業薬品・試薬(毒劇物にあたるもの)	アンモニア水、濃硫酸、試薬(毒劇物にあたるもの)
		Z	その他	人造黒鉛電極、活性炭、脱臭剤等
024	被服	A	被服(製造)	職員用作業服、ブレザー、守衛服、医療用白衣、調理員白衣、外套、雨合羽、スタッフジャンバー、肌着、下着、Tシャツ、ボロシャツ
		B	被服(製造以外)	
		C	帽子	作業帽子、制帽
		D	靴	安全靴、運動靴(競技用を除く)、ゴム長靴、胴長
029	看板等表示器具	A	看板・プレート、バッヂ	布製看板、トタン製看板、木製看板、樹脂製看板、選挙用ポスター掲示板の製造、その他の看板、犬のふん始末啓発プレート、ナンバープレート、犬鑑札、バッヂ・その他のプレート、職員き章、市会議員き章
		B	腕章・旗・幕	校旗、市旗、選挙用腕章、のぼり旗、バス用フロント幕、どん帳、暗幕、舞台幕
		C	道路保安資材	標識、ガードレール、カーブミラー、カラーコーン、路面用貼付用シール(既製品)

物品・委託等 種目・細目一覧

種目コード	種目	細目コード	細目名	例
033	什器・家具	A	一般什器、家具、新古品(一般什器)	鋼製・木製什器、図書館用什器、コインロッカー、学校用机・椅子、作業用机、ソファ、ベッド、安楽椅子、黒板、新古品(一般什器)
		B	中古品(一般什器)	中古品(一般什器)
		C	寝具	布団、綿毛布、ブランケット、マットレス
		D	室内装飾類	カーテン、ブラインド、じゅうたん
		E	畳、建具、ガラス	畳、畳の張替え、アルミサッシ、窓ガラス、安全ガラス
034	厨房・浴槽機器類	A	厨房機器、風呂釜等浴槽関係機器	給湯ボイラー、瞬間湯沸器、業務用冷蔵庫、スチームコンベクションオーブン、食器消毒保管庫、風呂釜、ユニットバス、洗面台
036	食料品・記念品	A	食料品	水缶、防災備蓄食料品、お茶、ベビーフード、粉ミルク、塩タブ
		B	記念品	スケーフ、卓上ネームプレート、クリスタルガラス、トロフィー、楯
037	動物・飼料	A	動物、飼料	キリン、ゾウ、ペンギン、金魚、昆虫、野菜、稻ワラ、アジ、ペットフード、ペット用品、檻
038	自動車	A	普通車、軽自動車	乗用車、軽乗用車、軽貨物自動車
		B	バス、トラック、特殊車(製造を除く)	バス、救急車、消防車シャシ、ポンプ積載車
		C	特殊車の製造(か装・ぎ装を含む)	消防車、指揮車、はしご車等の製造
		D	二輪車、自転車	バイク、スクーター、自転車、自転車用品
		E	給水車	給水車
039	自動車部品	A	自動車部品、バッテリー、タイヤ	バス・ゴミ収集車修理用部品、自動車用ガラス、自動車用バッテリー、電装品(電球、放送装置、表示装置)、カー用品(曇り止め、チェーン、カーナビ)、タイヤ、有害物質低減装置等
041	電車用品	A	車両用	車両本体、電車修理用部品、電車用計測機器、碍子
		B	軌道用	継ぎ目板、マクラギ、ゲージ、軌道内作業台車、軌道モーターカー
042	水道用品	A	水道メーター	水道メーター
		B	配水管材料、接合部品、弁類等	ダクタイル鉄製直管、曲管、T字管、接合部品等(押輪、継輪、ゴム輪、漏水補修金具)、弁類等(水道用バタフライ弁、水道用仕切弁、小型消火栓、不断水閉止弁)
		C	給水管材料、接合部品、弁類、筐類等	VLGP、水道用ステンレス鋼管、接合部品等(プラグ、ソケット、ニップル、エルボ)、弁類等(サドル付分水栓、ボール止水栓)、筐類(メータきょう、止水栓きょう)
		Z	その他	弁室、水道管明示テープ、メーターパッキン、水道用コンクリート管
043	消防用品	A	消防用品	消火器、消防ポンプ、ホース、避難器具、小型動力ポンプ、空気呼吸器
044	燃料	A	石油(スタンド給油)	ガソリン(ハイオク・レギュラー)、軽油
		B	石油(ローリー・ドラム納入)	重油、白灯油、軽油
		C	潤滑油	潤滑油、グリス
		D	家庭用プロパンガス	プロパンガス
		E	自動車用プロパンガス、自動車用天然ガス	CNG、LPG
		G	工業用ガス	アルゴンガス、ヘリウムガス
		H	水素(スタンド充填)	水素(スタンド充填)
		Z	その他	微粉炭、オイルエレメント(オイル交換時)等
047	原材料	A	建設材料	雨水枠、人孔側塊、集水枠、接続枠、透水管、PC蓋、支管、陶管、境界石標、河川境界石、U字側溝、側溝蓋、境界ブロック、アスファルト、洗川砂、碎石スクリーニングス、石材、セメント、生コンクリート、空洞ブロック、再生路盤材、鉄蓋、雨水枠鉄蓋、铸物境界標、铸鉄管(水道用以外)、グレーチング、形鋼、钢管、軌道用レール
		B	造園材・木材	土、芝生、種子、樹木、生花、肥料、松丸太材、耐水ベニヤ、松板
054	不用品買受	A	鉄くず、非鉄金属くず	各種鉄くず(廃材、ガードレール等)
		B	中古自動車	中古自動車
		C	定着液、廃フィルム	定着液、廃フィルム
		D	古紙	古紙
		E	古布	古布
		G	びん	びん
		H	缶(アルミ、スチール)	缶(アルミ、スチール)
		I	遺失物(貴金属等)	遺失物(貴金属等)
		J	遺失物(雑品)	遺失物(雑品)
		K	廃油	廃油
056	船舶・航空機	A	船舶	港務艇、船舶用部品
		B	航空機	航空機、航空機用部品
060	その他の物品	Z	その他の物品	斎場用品(骨壺、六角袋等)、選舉用品(点字器、記載台、投票箱等)、イベント用品(舞台用平台、屋台、着ぐるみ、パルー

物品・委託等 種目・細目一覧

2 印刷

種目コード	種目	細目コード	細目名	例
101	一般印刷	A	オフセット印刷	主に多色刷りのパンフレット、リーフレット、ポスター、冊子等、新聞・タブロイド印刷
		B	端物印刷	2色刷りまでの複写帳票、チラシ、リーフレット等
		C	軽印刷	冊子(主に単色刷り)
		D	封筒印刷	封筒(特注品)
104	フォーム印刷	A	フォーム印刷	電算印字用連続帳票、電算印字用OCR・OMR伝票、圧着はがき
105	地図作成	A	一般地図	都市計画図、区民生活マップ
		B	住居表示用地図	町名地番変更地図
106	製本	A	製本	上製本、並製本
107	複写	B	第二原図	第二原図作成
		C	電子複写(モノクロ、カラー)	電子複写
		D	オンデマンド印刷	ダイレクト刷版による印刷、主に少部数・短納期のパンフレット、リーフレット、ポスター、冊子等
		A	ステッカー、ラベル	シール、ステッカー、ラベル
108	特殊印刷	B	磁気カード等	磁気カード、ICカード
		C	その他	点字
		A	印刷物企画デザイン	印刷物企画デザイン
109	光ディスク製作(CD、DVD等)	A	マスター盤製作	マスター盤製作
		B	プレス	プレス

3 修繕

種目コード	種目	細目コード	細目名	例
201	自動車修理・点検	A	普通自動車(小型)	車検整備 普通自動車(小型)
		B	普通自動車(中型)	車検整備 普通自動車(中型)
		C	普通自動車(大型)	車検整備 普通自動車(大型)
		D	普通自動車(乗用)	車検整備 普通自動車(乗用)
		E	小型四輪自動車	車検整備 小型四輪自動車
		F	小型三輪自動車	車検整備 小型三輪自動車
		G	小型二輪自動車	車検整備 小型二輪自動車
		H	軽自動車	車検整備 軽自動車
		I	大型特殊自動車	車検整備 大型特殊自動車
		J	タイヤ整備	タイヤ交換、タイヤ再生
		Z	その他	その他修理、板金塗装
		A	機械器具修理	機械器具修理
202	その他の修理	B	船舶修理	船舶修理、船舶の定期点検
		C	建具、ガラス等修理	建具・ガラス等修理
		Z	その他	その他

4 委託

種目コード	種目	細目コード	細目名	例
301	建物管理	A	庁舎・事務所等清掃	建築物の床面等の日常清掃業務、定期清掃業務
		B	電気、機械運転監視	建築物の運転・監視業務、日常点検・保守業務
		C	病院清掃	病院の清掃業務
		Z	その他(環境測定など)	その他(環境測定業務 等)
302	警備	A	人的警備	人的警備
		B	機械警備	機械警備
303	浄化槽・貯水槽等清掃	A	浄化槽清掃	浄化槽清掃
		B	浄化槽点検	浄化槽点検
		C	貯水槽等清掃・点検	貯水槽等の清掃及び点検
304	通信設備保守	A	電話機	電話機の保守業務
		B	無線機	無線機の保守業務
		C	ITV、放送設備	ITV、放送設備の保守業務
		Z	その他	その他(その他通信設備の保守業務)
306	消防設備保守	A	消防設備保守	消防設備の法定点検及び定期点検保守業務
309	資源化委託	A	古紙	古紙の資源化
		B	古布	古布の資源化
		Z	その他	その他(古紙、古布以外の資源化)
310	貨物運送	A	一般貨物運送	一般貨物運搬業務
		B	引越し貨物運送	事務室移転業務
		C	信書便事業	信書便運搬業務
		Z	その他	その他貨物運送
311	下水道管等保守	A	下水道管清掃	下水道管等清掃業務
		B	河川清掃	河川清掃業務
		C	下水道管調査	下水道管調査
312	道路・公園清掃	A	機械清掃	車道清掃業務
		B	人力清掃	歩道清掃業務、公園清掃業務
		C	路上違反広告物除去	路上違反広告物除去業務

物品・委託等 種目・細目一覧

種目コード	種目	細目コード	細目名	例
313	公園緑地等管理	A	除草、樹木の剪定	街路樹剪定、公園除草
		B	花壇、鉢物管理	花壇植栽管理
		C	公園遊具等点検	遊具の点検
314	クリーニング	A	クリーニング	作業服・寝具類の洗濯
		B	寝具等乾燥	寝具の乾燥業務等
315	害虫等駆除	A	害虫等駆除	害虫・害獣等の駆除
316	コンピュータ業務	A	ソフトウェア開発・改修	ソフトウェア作成、改修、カスタマイズ
		B	システム運用・監視	システム操作、稼働監視、障害対応、システム設計・構築・保守・運用
		C	ハードウェア保守	ハードウェア維持管理
		D	データ入力	データ入力
		E	電算入出力・印字等処理	電算入出力・印字等処理
		F	システム調査・企画	システム調査・企画
		G	ホームページ作成	ホームページ作成
		Z	その他	その他(他のコンピュータ業務)
		A	マイクロ写真	マイクロ写真の撮影、作成業務等
317	マイクロ写真・航空写真	B	航空写真	航空写真の撮影業務等
319	イベント企画運営等	A	イベント企画	イベントの企画・立案
		B	イベント運営等	イベントの運営業務、会場設営、展示物の作成等
320	各種調査企画	A	市場・世論調査	事業執行の前後に実施する市場・世論調査業務
		B	コンサルティング (建設コンサルタント等を除く)	事業の企画・立案補助業務
		C	建築物劣化調査	公共建築物の劣化調査点検業務
		Z	その他	その他の調査企画業務
321	検査・測定	A	大気・水質等測定分析	大気及び水質等の測定・分析
		B	環境アセスメント調査	環境アセスメント調査
		C	臨床検査	臨床検査
		Z	その他	その他(公共海域底質調査 等)
322	映画・ビデオ制作	A	映画・ビデオ制作	映画・ビデオ・動画の制作業務
		B	録音	録音業務
		Z	その他(スライド等)	その他(スライドの制作業務等)
323	広告	A	テレビ、ラジオ	テレビ、ラジオを媒体とする広告業務
		B	新聞、雑誌	新聞、雑誌を媒体とする広告業務
		C	ウェブ	ウェブを媒体とする広告業務
		Z	その他	その他の媒体での広告業務
325	給食	A	給食	施設入所者及び利用者への給食サービス
327	電気設備保守	A	屋内電気	受変電設備、自家発電設備、継電器等設備点検保守業務
		B	屋外電気	道路照明灯、公園園内灯設備等点検保守業務
		Z	その他	その他の電気設備点検保守業務
328	機械設備保守	A	空調	施設空調設備保守点検業務
		B	ボイラー	施設ボイラー機器点検整備業務
		C	エレベーター	エレベータ点検業務、エスカレータ点検業務
		D	ポンプ	ポンプ施設保守点検業務
		E	計装設備	測定・分析機器等点検業務
		F	クレーン	クレーン保守点検業務
		G	シャッター	シャッター保守点検業務
329	施設運転管理・保守	Z	その他	その他の機械設備点検保守業務
		A	汚水処理場	水再生センター施設運転管理保守等
		B	斎場	斎場施設運転管理保守等
		C	清掃工場	清掃工場施設運転管理保守等
330	廃棄物処理	Z	その他	エレベータ運転管理等
		A	一般廃棄物収集運搬	一般廃棄物収集運搬業務
		B	一般廃棄物中間処理・最終処分	一般廃棄物中間処理・最終処分業務
		C	産業廃棄物収集運搬	産業廃棄物収集運搬業務
		D	産業廃棄物中間処理・最終処分	産業廃棄物中間処理・最終処分業務
		E	特別管理産業廃棄物収集運搬	特別管理産業廃棄物収集運搬業務
		F	特別管理産業廃棄物処分	特別管理産業廃棄物処分業務
333	福祉サービス	Z	その他	ごみリサイクル委託
		A	介護サービス	介護サービス
		B	入浴サービス	入浴サービス
		C	食事サービス	食事サービス
334	活性炭・作動油等再生	Z	その他	身の回りの世話、身体介護、外出の付添い
		A	活性炭	使用済み活性炭の再生
		B	作動油等	使用済み作動油の再生
335	水道関連委託	A	水道メーター検針等	水道メーター検針業務、料金整理業務
		D	漏水調査	漏水調査
		E	配水池等清掃	配水池、沈殿池等の清掃

物品・委託等 種目・細目一覧

種目コード	種目	細目コード	細目名	例
345	事務・業務の委託	A	封入・封緘	送付文書の封入・封緘業務
		B	研修	職員研修業務、市民向け講座の講師
		C	医療事務	医療機関におけるレセプト作成及び受付業務
		D	放置自転車等監視	各区における放置自転車等監視業務
		E	健康診断	市民及び職員を対象とする健康診断業務
		F	コールセンター等	コールセンター、ヘルプデスク
		G	窓口案内業務	庁舎・施設の窓口総合案内業務(来庁者への対応等)
350	その他の委託等	Z	その他の委託等	他の種目に該当しない委託(自由記入) <本市における発注例> スクールバス運行業務、図書館司書補助業務、保育サービスの提供 等

5 貸貸

種目コード	種目	細目コード	細目名	例
401	仮設建物賃貸	A	仮設建物賃貸	仮設教室、仮設投票所、仮設事務所、仮設店舗
402	一般賃貸	A	コンピュータリース	パソコン、プリンタ、サーバー等のリース
		B	医療機器リース	X線装置、自動体外式除細動器、心電計等のリース
		C	理化学機器リース	クロマトグラフシステム、自動測定器、標準ガス調整装置、大気汚染物質分析装置等のリース
		D	自動車リース	自動車・建設作業機械(ナンバーを取得するもの)のリース
		E	その他リース	券機、自動販売機、電話機、建設作業機械(ナンバーを取得しないもの)等のリース
		F	レンタル	パネル、机、パソコンのレンタル
		G	自動車レンタル	自動車・建設作業機械(ナンバーを取得するもの)のレンタル
		H	寝具賃貸	布団、枕、シーツの賃貸
410	複写サービス	A	複写サービス	複写サービス

6 電力等

種目コード	種目	細目コード	細目名	例
501	電力・都市ガス	A	電力供給	電力の供給
		B	都市ガス	ガスの供給(都市ガス)
		C	電力買受	電力の買受

7 その他の業務

種目コード	種目	細目コード	細目名	例
601	労働者派遣	A	一般事務	一般事務
		B	研修	研修業務
		C	データ入力	データ入力
		Z	その他	その他
602	保険	Z	その他	各種保険
603	その他の業務	B	旅行	旅行
		C	貸切バス・特定バス	貸切バス・特定バス
		D	翻訳	翻訳
		E	通訳	通訳

上記以外のその他の業務は「350 その他の委託等 Z その他の委託等」に入力してください。

8 物品以外の修繕

種目コード	種目	細目コード	細目名	例
701	物品以外の修繕	A	土木修繕	防球ネット、擁壁、法面、塀(ブロック等)、舗装
		B	建築修繕	外壁爆裂・剥落、倉庫等屋根改修
		C	内装修繕	床、天井、壁修繕
		D	塗装修繕	床下水槽・甲羅干し塗装、床塗装
		E	防水修繕	雨漏り(屋上防水、外壁防水)
		F	電気修繕	受変電設備、分電盤、漏電(絶縁不良)時対応、照明設備
		G	電気通信修繕	電話回線、インターネット、電気錠、放送設備
		H	給排水・空調修繕	栓、給水・排水等配管、排水樹、各種弁類、給水ユニット、各種ポンプ、床下循環器、スプリンクラー、空調設備
		I	消防設備修繕	火災報知器、自動火災報知設備
		Z	その他	その他の物品以外の修繕

1. 物品・委託

営業に係る許認可等一覧

凡例:【/】は「又は」を表す。※いずれか一つ以上取得していれば登録可能です

種目コード	種目	細目コード	細目名	許認可等名称	根拠法令	任意・必須区分
011	雑貨	B	塗料(毒劇物にあたるもの)	毒物劇物販売業登録	毒物及び劇物取締法第4条第1項	必須
019	医療機械器具	すべての細目		管理医療機器販売業届出	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条の3第1項	任意
				高度管理医療機器等販売業許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第1項	
				医療機器製造販売業許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2第1項	
				医療機器製造業登録	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2の3第1項	
				特定計量器販売事業届出	計量法第51条	
020	理化学機械器具	A	理化学分析機器	放射性同位元素販売業届出	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第4条第1項	任意
		B	電気・工業計測機器、計量・測量機器	特定計量器販売事業届出	計量法第51条	任意
021	医薬	すべての細目		毒物劇物販売業登録	毒物及び劇物取締法第4条第1項	任意
				薬局開設許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4条第1項	
				医薬品等製造販売業許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第12条第1項	
				医薬品等製造業許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条第1項	
				医薬品販売業許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第24条第1項	
				麻薬卸売業者免許	麻薬及び向精神薬取締法第3条第1項	
				覚せい剤製造業者指定	覚せい剤取締法第3条第1項	
022	工化学薬品	F	医療ガス	液化石油ガス販売事業登録 ／高压ガス製造許可 ／高压ガス販売事業届出	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条第1項／高压ガス保安法第5条第1項、第20条の4	任意
		A	工業薬品・試薬(毒劇物にあたらないもの)	毒物劇物販売業登録	毒物及び劇物取締法第4条第1項	任意
033	什器	B	中古品(一般什器)	古物営業許可	古物営業法第3条第1項	必須
		A	食料品	営業許可	食品衛生法第55条第1項	任意
043	消防用品	すべての細目		建設業許可	建設業法第3条第1項	任意
044	燃料	すべての細目		危険物施設設置許可	消防法第11条第1項	任意
				指定可燃物貯蔵等届出	横浜市火災予防条例第76条第1項	
		A	石油(スタンド給油)	石油製品販売業届出 ／揮発油販売業登録	石油の備蓄の確保等に関する法律第27条第1項 ／揮発油等の品質の確保等に関する法律第3条	必須
		B	石油(ローリー・ドラム納入)			
		D	家庭用プロパンガス	液化石油ガス販売事業登録 ／高压ガス製造許可 ／高压ガス販売事業届出	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条第1項／高压ガス保安法第5条第1項、第20条の4	必須
		E	自動車用プロパンガス、自動車用天然ガス	液化石油ガス販売事業登録 ／高压ガス製造許可	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条第1項／高压ガス保安法第5条第2項	必須
		G	工業用ガス	液化石油ガス販売事業登録 ／高压ガス製造許可 ／高压ガス販売事業届出	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条第1項／高压ガス保安法第5条第1項、第20条の4	任意
		H	水素(スタンド充填)	高压ガス販売事業届出	高压ガス保安法第20条の4	必須

1. 物品・委託

営業に係る許認可等一覧

凡例:【】は「又は」を表す。※いずれか一つ以上取得していれば登録可能です

種目コード	種目	細目コード	細目名	許認可等名称	根拠法令	任意・必須区分
047	原材料	B	造園材・木材	販売業者届出	農薬取締法第17条第1項	任意
054	不用品買受	B	中古自動車	古物営業許可	古物営業法第3条第1項	必須
		Z	その他	古物営業許可	古物営業法第3条第1項	任意
056	船舶・航空機	A	船舶	小型船造船業登録	小型船造船業法第4条	任意
				船舶の製造事業等開始届出	造船法第5条第1項	
				施設の新設等許可	造船法第2条第1項	
		B	航空機	航空機等製造事業許可	航空機製造事業法第2条の2	任意
201	自動車修理・点検	A~I		自動車分解整備事業認証	道路運送車両法第78条第1項	必須
		J~Z		自動車分解整備事業認証	道路運送車両法第78条第1項	任意
		すべての細目		指定自動車整備事業指定	道路運送車両法第94条の2第1項	
				検査業者登録	労働安全衛生法第54条の3第1項	
202	他の修理	B	船舶修理	小型船造船業登録	小型船造船業法第4条	任意
				船舶の製造事業等開始届出	造船法第6条第1項	
				施設の新設等許可	造船法第2条第1項	

1. 物品・委託

営業に係る許認可等一覧

凡例:【/】は「又は」を表す。※いずれか一つ以上取得していれば登録可能です

種目コード	種目	細目コード	細目名	許認可等名称	根拠法令	任意・必須区分
301	建物管理		すべての細目	建築物環境衛生総合管理業登録	建築物における衛生的環境の確保に関する法律 第12条の2第1項	任意
		A	庁舎・事務所等清掃	建築物清掃業登録	建築物における衛生的環境の確保に関する法律 第12条の2第1項	任意
		C	病院清掃		建築物における衛生的環境の確保に関する法律 第12条の2第1項	
		Z	その他(環境測定など)		建築物空気環境測定業登録	
					建築物空気調和用ダクト清掃業登録	
					建築物飲料水水質検査業登録	
					建築物飲料水貯水槽清掃業登録	
					建築物排水管清掃業登録	
					建築物ねずみ昆虫等防除業登録	
					建築物における衛生的環境の確保に関する法律 第12条の2第1項	
					作業環境測定機関登録	
					作業環境測定法第33条第1項	
302	警備	A	人的警備	警備業認定	警備業法第4条	必須
		B	機械警備	警備業認定	警備業法第4条	必須
				機械警備業務開始届出	警備業法第40条	必須
303	浄化槽・貯水槽等清掃	A	浄化槽清掃	浄化槽清掃業許可	浄化槽法第35条第1項	必須
		C	貯水槽等清掃・点検	建築物飲料水貯水槽清掃業登録	建築物における衛生的環境の確保に関する法律 第12条の2第1項	任意
310	貨物運送		すべての細目	一般貨物自動車運送事業許可 ／貨物軽自動車運送事業届出	貨物自動車運送事業法第3条／貨物自動車運送事業法第36条第1項	必須
				特定貨物自動車運送事業許可	貨物自動車運送事業法第35条第1項	任意
				港湾運送事業許可	港湾運送事業法第4条	
				港湾運送関連事業届出	港湾運送事業法第22条の2第1項	
				倉庫業登録	倉庫業法第3条	
				トランクルーム認定	倉庫業法第25条	
				航空運送事業許可	航空法第100条第1項	
				第一種貨物利用運送事業登録	貨物利用運送事業法第3条第1項	
				第二種貨物利用運送事業許可	貨物利用運送事業法第20条	
		C	信書便事業	一般信書便事業者許可 ／特定信書便事業者許可	民間事業者による信書の送達に関する法律第6条 ／民間事業者による信書の送達に関する法律第29条	必須
311	下水道管等保守	A	下水道管清掃	産業廃棄物収集運搬業許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項	必須
		B	河川清掃			
312	道路・公園清掃	A	機械清掃	一般廃棄物収集運搬業許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項	必須
				産業廃棄物収集運搬業許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項	任意
		B	人力清掃	一般廃棄物収集運搬業許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項	任意
				産業廃棄物収集運搬業許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項	
		C	路上違反広告物除去	一般廃棄物収集運搬業許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項	任意
				産業廃棄物収集運搬業許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項	

1. 物品・委託

営業に係る許認可等一覧

凡例:【】は「又は」を表す。※いずれか一つ以上取得していれば登録可能です

種目コード	種目	細目コード	細目名	許認可等名称	根拠法令	任意・必須区分
313	公園緑地等管理		すべての細目	建設業許可	建設業法第3条第1項	任意
314	クリーニング	A	クリーニング	クリーニング所適合確認書／クリーニング所検査確認済証	クリーニング業法第5条の2	必須
315	害虫駆除	A	害虫等駆除	建築物ねずみ昆虫等防除業登録	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項	任意
316	コンピュータ業務		すべての細目	情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度における認証(ISMS)登録		任意
				プライバシーマーク取得		
321	検査・測定	A	大気・水質等測定分析	計量証明事業登録(特定濃度)／(濃度)／(音圧レベル)／(振動加速度レベル)／その他	計量法第107条	必須
				水質検査機関登録	水道法第20条第3項	任意
				ダイオキシン類の環境測定を伴う請負調査受注資格	ダイオキシン類の環境測定に係る精度管理指針	
				建築物空気環境測定業登録	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項	
				建築物飲料水水質検査業登録	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項	
				作業環境測定機関登録	作業環境測定法第33条第1項	
		B	環境アセスメント調査	建設コンサルタント登録(各部門別)	建設コンサルタント登録規程第2条第1項	任意
		C	臨床検査	衛生検査所登録	臨床検査技師等に関する法律第20条の3第1項	必須
		Z	その他	試験検査機関登録	薬事法施行規則第12条第1項	任意
				検査機関登録	食品衛生法第31条	
325	給食	A	給食	営業許可	食品衛生法第55条第1項	任意
327	電気設備保守		すべての細目	建設業許可	建設業法第3条第1項	任意
				電気工事業登録	電気工事業の業務の適正化に関する法律第3条第1項	
329	施設運転管理・保守	A	汚水処理場	下水道処理施設維持管理業者登録	下水道処理施設維持管理業者登録規程第2条第1項	任意
330	廃棄物処理	A	一般廃棄物収集運搬	一般廃棄物収集運搬業許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項	必須
				一般貨物自動車運送事業許可	貨物自動車運送事業法第3条	任意
		B	一般廃棄物中間処理・最終処分	一般廃棄物処分業許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項	必須
		C	産業廃棄物収集運搬	産業廃棄物収集運搬業許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項	必須
				一般貨物自動車運送事業許可	貨物自動車運送事業法第3条	任意
		D	産業廃棄物中間処理・最終処分	産業廃棄物処分業許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項	必須
		E	特別管理産業廃棄物収集運搬	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項	必須
				一般貨物自動車運送事業許可	貨物自動車運送事業法第3条	任意
		F	特別管理産業廃棄物処分	特別管理産業廃棄物処分業許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項	必須
		Z	その他	えなその他出産に伴う産あい物処理業許可	えなその他出産に伴う産あい物処理業者条例	
				廃棄物再生事業者登録	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項	任意

1. 物品・委託

営業に係る許認可等一覧

凡例:【】は「又は」を表す。※いずれか一つ以上取得していれば登録可能です

種目コード	種目	細目コード	細目名	許認可等名称	根拠法令	任意・必須区分
335	水道関連委託	B	小型メーター据替(口径13mm～25mm)	指定給水装置工事事業者	水道法第16条の2第1項	任意
		C	大型メーター据替(口径40mm以上)	建設業許可	建設業法第3条第1項	任意
				指定給水装置工事事業者	水道法第16条の2第1項	
501	電力・都市ガス	A	電力	小売電気事業者登録(小売電気事業を営もうとする者の登録について)	電気事業法第2条の2	必須
		B	都市ガス	ガス小売事業者登録／一般ガス導管事業許可／特定ガス導管事業者としての届出／ガス製造事業者としての届出	ガス事業法第3条／同法第35条／同法第72第1項／同法86条第1項	必須
601	労働者派遣	すべての細目		労働者派遣事業許可	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第5条第1項／同法附則第3条	必須
603	その他の業務	B	旅行	旅行業登録	旅行業法第3条	必須
		C	貸切バス・特定バス	旅客自動車運送事業許可	道路運送法	必須

設計・測量等 種目・細目一覧

種目コード	種目	細目コード	細目名	例
901	建築設計(監理を含む)	A	庁舎、学校、病院等の設計	庁舎、学校、病院等の設計等の業務
		B	ポンプ場、処理場等の設計	ポンプ場、処理場等の設計等の業務
		C	鉄道駅舎等の設計	鉄道駅舎等の設計等の業務
		D	構造	構造関係業務
		E	積算	積算関係業務
		F	工事監理	工事監理
		G	改修・修繕工事等の設計	改修・修繕工事等の設計等の業務
902	設備設計	A	電気設備設計	電気設備設計
		B	空気調和設備設計	空気調和設備設計
		C	給排水設備設計	給排水設備設計
903	土木設計	A	道路、橋梁等の設計	道路、橋梁等の設計・点検等の業務
		C	河川の設計	河川の設計等の業務
		D	港湾等の設計	港湾等の設計・点検等の業務
		E	鉄道隧道・鉄道橋梁等の設計	鉄道構造物に係る設計・点検等の業務
		F	宅地造成・擁壁等の設計	宅地造成・擁壁等の設計・点検等の業務
		G	上水道等の設計	上水道等の設計等の業務
		H	下水道等の設計	下水道等の設計等の業務
904	造園設計	Z	その他	その他の土木施設の設計等の業務
		A	公園緑地基本・実施設計	公園緑地基本・実施設計
		B	公園緑地企画・調査・計画	公園緑地企画・調査・計画
		C	公園緑地施工管理・維持管理	公園緑地施工管理・維持管理
905	建設コンサルタント等の業務	D	環境緑化・景観	環境緑化・景観
		A	建設コンサルタント・都市計画・まちづくり	建設コンサルタント・都市計画・まちづくり
		B	建設コンサルタント・PFI(アドバイザリー等)	建設コンサルタント・PFI(アドバイザリー等)
		C	その他建設コンサルタント	その他建設コンサルタント
		D	補償コンサルタント	補償コンサルタント
		E	土地家屋調査※	土地家屋調査
906	測量	Z	その他	施設の長寿命化、防災、各種事業などにおける調査・検討等
		A	地上測量	地上測量
		B	河川、海洋測量	河川、海洋測量
		C	航空写真測量(地図作成含む)	航空写真測量(地図作成含む)
907	地質調査	Z	その他	その他
		A	地上ボーリング等	地上ボーリング等
908	不動産鑑定	B	河川、海洋ボーリング等	河川、海洋ボーリング等
		A	1,000平方メートル以上の土地の鑑定評価	1,000平方メートル以上の土地の鑑定評価
		B	特殊な条件(土壤汚染・土地埋設物等)の土地の鑑定評価	特殊な条件(土壤汚染・土地埋設物等)の土地の鑑定評価
		C	その他の土地の鑑定評価(A、Bを除く)	その他の土地の鑑定評価(A、Bを除く)
		D	建物の鑑定評価	区分所有建物を含む
		Z	その他	賃料に関する鑑定評価等

※「905:建設コンサルタント等の業務」のうち「E:土地家屋調査」を登録できるのは土地家屋調査士、土地家屋調査士法人又は公共嘱託登記土地家屋調査士協会のみです。

営業に係る許認可等一覧

2.設計・測量

凡例:「／」は「又は」を表す。※いずれか一つ以上取得していれば登録可能です。

種目コード	種目	細目コード	細目名	許認可等名称	根拠法令	任意・必須区分
901	建築設計(監理を含む)	A	庁舎、学校、病院等の設計	建築士事務所登録	建築士法第23条第1項	必須
		B	ポンプ場、処理場等の設計			
		C	鉄道駅舎等の設計			
		D	構造			
		E	積算			
		F	工事監理			
		G	改修・修繕工事等の設計			
902	設備設計	A	電気設備設計	建設コンサルタント登録 (各部門別)	建設コンサルタント登録規程第2条第1項	任意
		B	空気調和設備設計			
		C	給排水設備設計			
903	土木設計	A	道路、橋梁等の設計	建設コンサルタント登録 (各部門別)	建設コンサルタント登録規程第2条第1項	任意
		C	河川の設計			
		D	港湾等の設計			
		E	鉄道隧道・鉄道橋梁等の設計			
		F	宅地造成・擁壁等の設計			
		G	上水道等の設計			
		H	下水道等の設計			
		Z	その他			
904	造園設計	A	公園緑地基本・実施設計	建設コンサルタント登録 (各部門別)	建設コンサルタント登録規程第2条第1項	任意
		B	公園緑地企画・調査・計画			
		C	公園緑地施工管理・維持管理			
		D	環境緑化・景観			
905	建設コンサルタント等の業務	A	建設コンサルタント・都市計画・まちづくり	建設コンサルタント登録 (各部門別)	建設コンサルタント登録規程第2条第1項	任意
		B	建設コンサルタント・PFI			
		C	その他建設コンサルタント			
		D	補償コンサルタント	補償コンサルタント登録 (各部門別)	補償コンサルタント登録規程第2条第1項	任意
		E	土地家屋調査	土地家屋調査士登録	土地家屋調査士法第8条第1項	必須
906	測量	A	地上測量	測量業者登録	測量法第55条第1項	必須
		B	河川、海洋測量			
		C	航空写真測量			
		Z	その他			
907	地質調査	A	地上ボーリング等	地質調査業者登録	地質調査業者登録規程第2条第1項	任意
		B	河川、海洋ボーリング等			
908	不動産鑑定	A	1000平方メートル以上の土地の鑑定評価	不動産鑑定業者登録	不動産の鑑定評価に関する法律第22条第1項	必須
		B	特殊な条件の土地の鑑定評価			
		C	その他土地の鑑定評価			
		D	建物の鑑定評価			
		Z	その他			